

厚岸町議会 第3回定例会

平成26年 9月10日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、竹田議員、9番、南谷議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 議会運営委員会報告をいたします。
9月8日午前10時から、第8回議会運営委員会を開催し、平成26年第3回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、各常任委員会所管事務調査報告書があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、決議案第1号「厚岸町に核廃棄物最終処分場はらない宣言」をする決議、意見書案第7号林業木材産業の成長化に向けた施策の充実強化を求める意見書、各常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員の派遣について、以上5件があります。
審査方法は、全て本会議において審査することに決定しました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
本会議において町長による行政報告と報告第6号平成25年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告があります。
認定第1号から認定第10号までは決算の認定についてであります。決算の認定10件は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する平成25年度各会計審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定しました。議案第46号から議案第51号までは一般議案6件、議案第52号から議案第57号までは条例の制定1件と、条例の一部改正5件であります。いずれも本会議において審査いたします。議案第58号から議案第63号は、平成26年度の各会計補正予算6件であります。審査方法は議長を除く12名をもって構成する平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、

会期中に審査を行うことに決定しました。

一般質問は、6人であります。

会期は、9月10日から12日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から12日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成26年6月18日開会の第2回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今般、鉏路東部消防組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、ご参考に供してください。

以上で、諸般報告といたします。

●議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思えます。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

報告する前にご了承いただきたいと思います。少々長くなりますが、ご理解を賜りたいと存じます。

北海道労働委員会に対する被申立事件について報告をいたします。

初めに、本事件の経過から申し上げます。

まず、3月2日に特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターに北海道医療一般労働組合心和園分会が結成され、翌3月3日に当該分会並びにその上部団体の北海道医療一般労働組合、北海道医療労働組合連合会及び釧路地区労働組合総連合から厚岸町に対し、労働組合結成通知書、特別養護老人ホームとデイサービスセンターを町の運営に戻すことを前提とした要求書及び団体交渉申入書が提出されました。これに対し厚岸町は、この要求を受け入れないことと、団体交渉を行う義務がないことを回答いたしました。

その理由を申しますと、両施設を厚岸町の運営に戻すことを求める要求に対しては、既に指定管理にかかわる関係条例、指定管理者の指定にかかわる議案が議会で可決されており、関係法令に基づく適性な手続のもとに決定された事項であること。団体交渉の申し入れに対しては労働組合に加入した介護員が、いわゆる単純労務職員にも地方公営企業職員にも該当しない一般行政職員であって、全て地方公務員法の適用を受ける職員であるから、同法第58条第1項の規定により労働組合法が適用されないことと、同法第55条第1項では、公平委員会の登録を受けた職員団体からの団体交渉の申し入れについてのみ応諾義務を認めており、今回団体交渉を申し入れてきたいずれの労働組合も、釧路町村公平委員会に登録のある職員ではないことによるものであります。

また、これらに加え、要求が同法第55条第3項に規定する団体交渉の対象とならない地方公共団体の事務の管理及び運営事項にかかわる内容であったことも、その理由の一つとなっております。

3月17日、北海道医療労働組合連合会は、厚岸町との団体交渉のあっせんを求めるあっせん申請書を北海道労働委員会に提出いたしました。3月18日、労働組合側から厚岸町に対し、団体交渉の開催と社会福祉協議会に移行する職員の勤務条件を現状のまま維持させることを内容とした要求書が、再度提出されました。これに対し、厚岸町は組合員となった職員の要求や指定管理制度移行に対して、職員が抱えている疑念を真摯に受けとめる機会を設けるべきと考え、さきに述べた理由から、あくまでも団体交渉とはしないものの、私の裁量による話し合いを、労働組合側と行うことといたしました。

結果として、二度の話し合いを行うとともに、社会福祉協議会との協議を踏まえ、厚岸町は当該職員に不利益を生じさせないよう、6月の期末勤勉手当の支給割合、年次有給休暇の付与、退職手当の支給区分についての見直しを行いました。

3月31日、北海道医療労働組合連合会は3月17日のあっせん申請を取り下げの一方、同日付けで北海道労働委員会に対し、厚岸町を被申立人とする不当労働行為救済申立書を提出いたしました。これが平成26年道委不第4号厚岸町事件として取り扱われることとなり、4月16日に厚岸町は北海道労働委員会に答弁書を提出しております。

なお、本事件は、労働組合側が言うところの厚岸町による団体交渉の拒否と不誠実な説明が、不当労働行為であるか否かを北海道労働委員会が判断し、決定するというものであります。

4月23日と5月13日には労働組合側から厚岸町に対し、両施設における臨時職員の年次有給休暇、介護職員の休日に関する問題について、補償を求める旨の要求書が提出されました。

5月16日、労働組合側はこの要求書を証拠説明書として、北海道労働委員会に提出をいたしました。

5月21日、北海道労働委員会による本事件に関する第1回調査が行われ、本事件の審査委員及び参与委員から、被申立人である厚岸町に対しては、証拠説明書として提出された前述の要求書の要求事項に関する調査を行うよう要請があり、加えて、当事者双方に対しては、その調査に基づく協議を行うよう要請がありました。

これによって、本事件の論点は全く別なものとなりましたが、つまり申立人である労働組合側に本事件での争いとは別に、施設での労務管理上の問題を挙げ、その解決を求めてきてたものと考えますし、これに北海道労働委員会も労働組合側の要求にあった本要求について妥結した時点で、労働組合は貴町との労働条件にかかる問題を解決するとの意向を尊重した上、早期解決のために当事者間での協議を双方に対して要請したものと考えております。

この要請を受けて、厚岸町はこれら要求事項に対する事実を確認するため、勤務表など関係書類の精査や職員への聞き取り調査を行う一方、この間、申立人である労働組合と間で、事務折衝を3回、話し合いを1回行いました。また、この間に行った第1回事務折衝時に、労働組合側から介護職員の夜間勤務における仮眠時間の考え方、つまり仮眠時間を休憩時間とするか、勤務時間とするかという問題が、新たに提起されております。

調査の結果、明らかになった事実と労働組合側の回答の概要は、次のとおりであります。

一つ目の年次有給休暇付与に関する問題については、事実として、両施設の臨時職員に対し、労働基準法第39条に基づく年次有給休暇を適正に与えていなかったことを確認されたこと。また、その事実に対して、同法第115条の規定、いわゆる賃金にかかわる2年間の請求権の消滅時効が適用されるため、平成23年度の有暇残日数の繰越分を加えた、平成24年度と25年度の2カ年において与えるべき休暇日数分を賃金未払い金として、対象者へ支給することとしたこと。

二つ目の休日の確保に関する問題については、事実として特別養護老人ホームにおいて、主査介護員を除く正規介護員及び嘱託介護員に対し、いわゆる祝祭日及び年末年始の休日を代休で与えていなかったことが確認されたこと。

また、その事実に対して、これも同じく2年間の消滅時効が適用されるため、平成24年度と翌25年度の2カ年において与えるべき休日数を給与未払い金として支給することとし、その支給に当たっては、職員の給与に関する条例第12条の規定による休日勤務手当として100分の135の割増を行うこととしたこと。

次に、三つ目の介護員の夜間勤務における仮眠時間の考え方については、事実として指定管理への移行前、特別養護老人ホームでは仮眠時間を休憩時間としておりましたが、改めて介護員の夜間勤務における仮眠時間の実態を精査し、これに労働基準法第34条3項の規定や、これに関する判例などを参照したところ、多床室及びユニット室、いずれ

の勤務においても仮眠時間を勤務時間として取り扱わなければならなかったことが確認されたこと。

また、その事実に対しても2年間の消滅時効が適用されるため、平成24年度と翌25年度の2カ年における仮眠時間を夜間勤務とした時間数並びに、このことによる公休の不足日数を給与未払金として支給することとし、この際の支給額算定に当たっては、当該仮眠時間を正規の勤務時間における夜間勤務として、職員の給与に関する条例第13条の規定により、100分の25の夜間勤務手当を支給するとともに、仮眠時間を勤務時間としたことによる公休日数の不足分として、4週2休分の休日勤務手当を同条例第12条の規定により100分の135の割増をもって、合わせて支給することとしたこと。

次に、四つ目の補償の方法については、前述のとおり、施設で行われていた誤った労務管理により不利益をこうむられた対象者に、賃金または給与未払い金を支給すること。この未払い金は前述のとおり、労働基準法第115条の時効の規定により、平成24年度と翌25年度の2カ年分を支給すること、労働組合の要求書にある解決金の支給の求めに対し、賃金または給与未払い金を、その債権者である個人に対して支払うこととしたこと。

以上が、調査による事実と回答の概要であります。

なお、ここでいう、2年間の消滅事項については、先ほども申し上げたとおり、労働基準法第115条、この法律の規定による退職手当を除く賃金、災害補償、その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅するとの規定を根拠としており、この規定が民間労働者だけではなく、地方公務員にも適用されることから、これを労働組合側との間で確認したものであります。

なお、ここでいう状況時効を説明している資料を、別に配付させていただきましたので、参考に供していただきたいと思います。

これらの問題の発生時期であります。一つ目の臨時職員の年次有給休暇の付与に関する問題については、時間給による臨時職員に対して施設の運用当初から、年次有給休暇を付与していない状況で、日給による臨時職員に対しても年次有給休暇は付与していたものの、平成13年の労働基準法改正に伴う勤務年数に応じた比例付与と、次年度への休暇日数の繰り越しが、同年から適正に行われていなかった状況であります。

二つ目の介護職員の休日の代休日に関する問題については、平成23年度から平成25年度までの3年間、主査介護員を除く介護職員に対して、休日の代休を与えていなかった状況であります。

三つ目の介護職員の夜間勤務における仮眠時間に関する問題については、解釈の誤りにより施設の運用当初から仮眠時間を休憩時間として勤務時間を計算していた状況であります。

なお、この回答書の作成に当たっては、この間労働組合側と行ってきた事務折衝や話し合いにおける協議と、本事件の代理人である佐々木総合法律事務所、弁護士の意見を踏まえて調整したものであることを申し添えます。そして、7月28日、北海道労働委員会における本事件に関する第2回調査が行われ、その際、9月13日の要求書に対する回答書を労働組合側に手交するとともに、本事件の審査委員及び参与委員にも提出いたしました。その結果、申立人である労働組合側が回答書の内容で確認し、被申立人である

厚岸町の意向を尊重するとしたことから、本事件の審査委員及び参与委員によって作成された確認書を当該委員立会のもと、当事者間で取り交わすとともに、申立人である労働組合側から本事件に関する取下書が労働委員会に提出されました。

以上が、本事件の経過であります。

また、このたびの事件にかかわる委任契約の相手方である法律事務所に対する支払いが、既に補正予算として議決済み分の以外は、一切発生しないことを、あわせて報告させていただきます。

次に、先ほど、事件の経過の中で申し上げた町が支払う賃金及び給与の未払金の内容を申し上げます。

まず、臨時職員に年次有給休暇を適性に与えていなかったことに対する賃金の分が11名で、74万7,000円。次に、介護職員に休日の代休日を与えていなかったことに対する休日勤務手当の分が31名で、1,914万5,000円。次に、介護職員の仮眠時間の取り扱いにかかわる夜間勤務手当の分が同じく31名で、329万円。次に、介護職員の仮眠時間の取り扱いにかかわる4週2休分の休日勤務手当の分、これが同じく31名で、2,421万3,000円となり、総額で4,739万5,000円となるものでございます。

また、今議会にこの支給すべき未払金を計上した補正予算案を提出させていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

なお、本件にかかわる責任の所在を明らかにするため、私を始め、関係職員の処分を行なうこととしておりますので、その内容を報告いたします。

本件は、職員の有給休暇、労働時間等の労務管理に関する確認の懈怠及び法令知識の認識不足によるものであり、本年3月31日までの間に、町職員として勤務していた方々に多大な不利益を与えた上で、その不利益に対する給与また賃金未払金の支給に対し、4,700万円を超える多額の予算補正を生じさせ、町政に対する町民の皆さんの信頼を著しく損なわれる結果を招いたことは、まことに遺憾であり、いずれもその責任は免れないとして、私と副町長は減給10分の1、2カ月、この間、施設長職にあった2名の職員には、減給10分の1、1カ月、議長職にあった2名の職員には、1名を減給の20分の1、1カ月、もう1名を訓告、係長職にあった2名の職員には、1名を訓告、もう1名を嚴重注意の処分といたします。

また、私と副町長の減給に当たり、今議会に特例条例を提出させていただいておりますので、先ほどの補正予算とあわせ、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、このたびの件につきましては、施設を管理する職員の有給休暇、労働時間など、労務管理に関する法的知識の認識不足が原因であり、結果として、本来職員に付与されるべきであった休暇や休日を与えていなかった事実と、約4,700万円を超える多額の予算補正を表示させた事実を重く受けとめさせていただきますとともに、町職員として懸命に勤務されていた皆様方に多大な不利益を被らせてしまい、そして、議員の皆さんにもご心配をおかけし、さらには、町政に対する町民の皆さんの信頼を著しく損ねる結果を招いてしまいましたことを、深くおわび申し上げる次第であります。

今後は、一刻も早く失われた信頼を回復させるため、これまで以上に心のこもった行政を展開し、私を始め全職員が一丸となって職務に整理してまいる所存でございます。

●議長（音喜多議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22の趣旨を踏まえ、簡潔にお願いいたします。ございませんか。

1 番。

●佐藤議員 議事進行。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 法律的な問題が絡むので、行政報告の参考資料を出していただきまして、丁寧に事項についての説明をしていただきたいております。それで、その中で、一番最後のくだりのところで、地方自治法や地方税法を引っ張って書いているのですが、この地方自治法の236条2項、地方税法18条2項の文言を資料として配っていただければ、質問がしやすいものですから、できればお願いしたいのですが。条文をコピーするだけだから、簡単にできると思うのですけれども。解釈まではいいです。

●議長（音喜多議員） その資料請求を早急にとということです。
総務課長。

●総務課長（會田課長） 用意させていただきます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時44分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
これについて説明かなんか求めますか。

●室崎議員 要りません。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか、行政報告に対する。
10番、谷口議員。

●谷口議員 今回こういうことが起きたということなんですが、やはり移行に当たっての準備、そういうものがきちんと行われたことなのかどうなのかということと、やはり一番私は危惧するんですが、国の機関であろうが道の機関であろうが、地方の行政機関であろうが、それぞれの機関というのは、やはり地域や民間に対してその模範となる運営

が行われていくというのが本当ではないか、これら職員がこういう運動を進めてこなかったら、そのまま闇に葬られてしまうというようなことなんですよ。時効のことが盛んに言われております。範とすべき行政機関が時効が成立してしまっているんだからということ、一定期間でそれを区切ってしまうというのは、私は、いかがなものかなというふうに思うんですよ。

この問題が、それぞれ発生した時期が述べられております。有給休暇は平成13年度の労働基準法の改正、それから休日については、これはここに書いているだけなのか、本当は以前にもなかったのか、こういうことが、ちょっとわかりませんが。

それから、三つ目の介護職員の夜間勤務についても、これはもう施設開所当時からということになると、40年近くもこういうことが行われていたということになってくると思うんですよ。あの施設できて、正確に私わかりませんが、もう40年近くにはなっているのではないのかなというふうに思うんですけども、こういうことが行われてきているということに対して、やはり当事者間では一定の合意はできたかもしれないけれども、その間に、たくさんの方々がもう退職されたりなんかしているわけですよ。

それともう一つは、一人一人がその権利意識を発揮できるような十分な説明や、納得が得られる上で、雇用関係がきちんと結ばれてきているのかどうなのかということなんです。そういうことに関しては十分だったのかと。片方は専門家ですよ、雇う側は、だけれども、働く側はそれに精通しているわけではないわけですよ。そういうことがきちんと説明して行われているのかどうなのかということなんです。そのあたりは、どういふふうに理解されて今回こういう結論になってきているのか、まずお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●大沼副町長 まず、議員のおっしゃるとおり、地域の模範となるべき役場であると、その役場でこういう事案が明らかになったということにつきましては大変申しわけなく、私どもも、もうただ、おわびするしかないというふうに考えておりますし、そのいわゆる補償に当たって、どこまで遡るべきかというようなことも、法に照らし、それから相手方とも話し合いをさせていただいて、確認の上ここに至ったということでもあります。しからば、雇用される側と使用者側としっかりとしたいいわゆる労働条件ですね、これが確認されていたのかということですが、その辺は各関係する町の条例、例規等々を逐一、一字一句説明してきたかという、なかなかそういうこともできなかったというふうな事実がありますが、そういう概要については説明をさせていただいて、本人のご理解のもとに働いてもらうというふうに認識をしておりますけれども、このたびのこの事案につきましては、法律上の解釈等々について誤った解釈をしていたということ、それから、それに気づかず今日に至ってしまったということですが、これも再度になりますけれども、労働、労務管理がきちとなされていなかったということにつきまして、重ねておわびを申し上げたいと、そのように思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 私、法律的なことは素人でございますから、この後、ご質問される方が法律に基づいて質問されていくのかなと思いますけれども、やはり私は一番肝心なのは、働く側が、あるいは雇用するに当たってそれぞれの担当が、きちんとかういう内容を理解した上で、納得の上で合意されて雇用関係というのが結ばれていくものだというふうに思うんですよね。ところが、運用に当たって、ちょっと思い違いがあったとか、そういうことが雇用される側にはなかなか理解できないと思うんですよね。そういうことであれば、やはり私は、この問題に時効というのがあっていいのかなと。

そもそも運用が間違っているわけでしょう。それは、今、移行された職員というか、そういう人たちはそれで納得されるかもしれないけれども、それ以前の職員は、不利益をこうむったまま何にも知らされないで、やめていっているわけですよ。そういう不平等を行政として行っていいのかどうなのかと。また、何らかの形で違う訴え等が起きないのかどうなのか、その辺についても、私は非常に不安を覚えるんですが、ですから、今回の問題がこういう状態であったということ踏まえて、厚岸町として厚岸町全体の職場で、こういうことに対してきちんと徹底されているのか、間違いがなく、どの職場でも心和園やデイサービスのようなことが起こっていないのかどうなのか、そういうことは十分調査されているんでしょうか。そして、きちんとして行われていることが、今確認されているのか、そのあたりについてもお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●大沼副町長 まず、後段のほうから説明させていただきたいと思いますが、同様の施設、24時間の勤務体制をしなければならない施設、町で管理運営しているところもありますし、その辺の状況については、確認をさせていただいております。そちらのほうでは、特別問題になる取り扱いはされていなかったということでもありますし、それから、特に臨時でありますとか、パートでありますとかの採用に当たって、このたびの事案のようなことがないように、きちんとか適切に有給休暇等が与えられるように、これは合議の段階で、この方は6カ月以上雇用されていて、その間の勤務状況が8割以上あって、したがって、この方については1年目は有給休暇は何日付与しなければならない、2年目はこういうふうになりますよということを、職員係の担当のほうのチェックもするようにして、職員係のほうでそれらを精査して、付与すべき日数をきちんとか雇用される方に説明の上、雇い入れをしてほしいという取り扱いをさせていただいております。

既に、数年前に退職された方に対する平等性を欠くのではないかというご指摘でありましたけれども、ここにありますとおり、ここにありますといえますのは、労働基準法の115条が適用されて、時効の2年間を超えたらその請求権は消するということでもありますので、その法律に従った取り扱いをさせていただきたいと、このように考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ただ、時効の問題なんですけれど、これは一般町民からすると、なかなか理解していただけないのではないのかというふうに思うんですよ。働いている人がそういう問題が内在しながら働いていたんだという理解はないわけですから、ところが今回こういう問題が起きて、たった2年でも4,700万円ですか、そういう未払い分があると。そうすると、4年、6年、8年、10年、億の金になっちゃう、10年もあれば。全てが該当するかどうかはわからないけれども、心和園は40年も運営してきているんですよ。当時と今の勤務状況だとか、職員の配置だとか、そういうものが違いますから、一概に言えないと思うんですよ。

当時は、圧倒的に介護職員は嘱託職員で賄われていたように思いますが、発足当時はね。ところがだんだんだんだん時代の変遷によって、こういうふうになってきているんだと思いますけれども、それにしても、ここ数年でこういう事態になっているということになると、町民は納得できないのではないのかなと。問題が発覚しなければ、これ自体もないわけですからね。その辺については、やはりもう少し町民に納得のいく説明をしていただきたいなと。

それと、私はやはり町の職場がどこかでまた、同じことはないにしても、本当はこうすべきであったものが違ってたと、間違った解釈をしていたということがないのかを、全ての職場でもう一度点検して、その結果について議会にも報告していただきたいなというふうに思うんですよ。本当はないのか、結構町は各課で臨時職員あるいは嘱託職員、そういう人を雇っているわけですから、それについてもやっぱりきめ細かくやっていただきたいし、それと一つは、やはりきちんとそういう権利等については、付与できるような職場環境を整えていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●若狭町長 本当に町民の信頼を損なえるような事案が発生いたしましたことは、管理監督する立場であり、また、町長という立場の責任の重さを感じます。本当に残念でならなく、信頼をさらに取り戻していかなければならない。その責任を重く考えております。

そういう中で、今、ご指摘がございました本事案が発生をいたしまして、心和園、デイサービスと似たような施設、さらにはまた、今、全職員を対象とするこういう事案がないのかということ調査させました。ありませんでした。さらにはまた、今後として、緊急の課長会議を開き、管理運営はもちろんのこと、労務管理についてはこのようなことが起こらないように、管理職として徹底をしていただきたい、そういう要請もさせていただいたところでございます。今後、二度とこういう事案のようなものが発生しないように、管理監督はもちろんのこと、町民の負託に応えるべき、その責任の重さを考えながら職員環境整備、さらにはまた、町民に対する信頼をなお一層取り戻すというわけではありません、今までもやってまいりましたけれども、信頼をすべき町政を推進してまいりたいと、そのように考える次第であります。本当に今回の事案があったということは、誠に申しわけなく、改めておわびを申し上げる次第であります。

●議長（音喜多議員） 他にございませんか。

12番、室崎議員。

●室崎議員 3回しか質問できないので、一遍に質問したいことを何項目も言いますので、申しわけないですけれども、ゆっくり言いますから。

まず、いつからかということについては行政報告内で提示されてますね。それで、2年間の消滅時効という話が出てきまして、25年、24年分について未払いの部分償還するというお話でして、それで2年で切られたことによって請求ができなくなっている人、それが何人ぐらいいて、そして、その額は幾らぐらいになるんだろうという部分については、調査はしていないし、調査をする意味はないというお話をもらったんですが、そのようにお考えなのか。

それから、ここで2年間の短期消滅時効の話が出てきました。それで、それは労働基準法の115条という話がありましたね。これは消滅時効であって、それも短期の消滅時効、特例であって除斥期間ではないんですよ。除斥期間と消滅時効とどういうふうに違うのか、それも説明してください。

それで、時効は民法上の原則から言うと援用が必要なんだけれども、これが地方自治法の236条で援用が必要でないというふうになっているということで、ここに書いているんですが、一応その根拠をもう一度説明してください。

その次に、時効の起算点、2年で消滅、2年で消滅というのは何回も聞きましたが、いつから2年なのか、これに関しては時効の根幹を定めているのは民法なんです。民法の166条で消滅時効について書いてます。その1項で、消滅時効は権利を行使することができる時から進行すると、起算点を規定してますね。ここでは、その起算点はいつになるのでしょうか。

それから、こういういろいろな根拠をもって24年と25年か、その2年分の償還だけでいいんだというのは、これは今裁判をやって決まったわけではなくてどこまでも厚岸町の解釈ですね。そうすると、法律論ですから、必ず真っ白から真っ黒まで解釈は無限にあるわけですし、当然、いやいやそうでないという考えによる訴訟を始めとする紛争が出ないとも限りませんね。町としては、後日そのような紛争が起きないようにできるだけ手を打っておかなければならないと思いますが、そのあたりでは何か行っているのでしょうか。

それから、事実上の問題ということについてお聞きいたします。

短期消滅時効というものが特に、この消滅時効の反道徳的要素ということが講学上よく言われます。簡単に言いますと、借りた金を返さないで放っておいて、請求を受けたら時効だよ、それで通るというのはやっぱり世の中おかしいんじゃないかと、借りた金は返すべきでないかと、これ必ずついて回るんですね。そういう意味です、今、ここで問題はね。これに対しては、こういう特別な規定や制度があるというのは、これは債権者の権利保全の懈怠があったと。ちゃんと請求すればよかったのに、してなかった。だから権利を持っている人間だって、その自分の権利をきちんと保全しなければならない責務があると。それを怠っていたことによるんですよ。

それからもう一つは、法的や安定性の社会的要求ということが言われます。これは短

期消滅時効では余り言われませんが、例えばもう10年近く大したことの無い貸金を請求受けてなかったのだから、片一方はもう済んだことだと思っていれば、いきなりばれたというようなことが起きると、やっぱり社会内の安定性、平和なお互いの世界が崩れるわけですから、やっぱりある程度の年限で切りましょうというような要求が社会的にあるんですね。そういう意味で、この半道徳的な要素を抑えてもらうというふうに言われてます。

今回の厚岸町の先ほど同様のことを、10番議員もおっしゃってましたが、この2年間に限るといってその法の文言によって、それから先を見ないというやり方は、厚岸町の政策の遂行のあり方として適当なのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

なお、今、ずっと私が言っていることは、実は私が考えたことではなくて、何人かの初めての話をしてくる方から私電話を受けてます。北海道新聞に割と大きく載ったんですね。それを見てから、そういう形で今言ったようなことを、私は整理していますからもうちょっとこんがらかった形ではありますけれども、私言われてるんです。私は即答できないので、お聞きしてみますというふうに言っておいたんですが、大分怒られもしました。そういうことで聞いてますから、どうかその点ご理解いただきたいんです。

次に、また事実上の問題なんですが、法律上は、その請求すべきものだというふうには解釈されて、あなたが請求しなかったから、こういう結果になるんですよということになってしまうかもしれないけれども、なるかどうか分かりませんよ。今回の場合、この雇用者、従業員といいますか、働いている方にこれを理解できる環境があったかどうか、そこをどう考えているか。それから、もし分ってても、これ違反でしょうと言えよう環境があったかどうか。私のところに入っている元従業員なのかどうか分かりませんが、方の中には特に仮眠時間の話に関しては、おかしいんじゃないかという声はもともとありました。しかし、責任のある方たちは前からこうやって、何も問題ないんだと言われて、それ以上、私のほうで反論はできませんでしたと、そういうことを言っている方もいます。私はその事実確かめてませんから、聞いた話だけを今お伝えしているだけで、この信憑性については私責任持ちませんから、どうかその点をご理解ください。

それともう一つ、これも町民から随分聞かれていますので、あえてお聞きいたしますが、町理事者や現場の責任者、いわゆる担当者に対して、厚岸町には労組がございましてね職員組合、これは労働者の権利を守るためにつくられている団体ですね。そこから今までこういうずっと、いわば違法行為が行われていった訳でしょう、違法状態になったわけですね。これに対して是正せよとか何とかの指摘というものは、今までありましたでしょうか。

それから、今回は話し合っただけで、それでいいねということの了承を得ているというお話が、今、行政報告の中でもあったというふうに伺いましたが、その心と意の中にもできた労組との話し合いの中では、2年間の消滅時効の話をしていると思うのですが、そうじゃなくて、この厚岸町職員全体の労組として、2年間の時効を適用して2年間に限りませよと、その先は調査もいたしませんというようなことに対して、何らかの抗議や申し入れはありましたでしょうか、事実関係だけで結構です。大体そのあたりをお聞きいたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。
- 町長（若狭町長） 申しわけありませんが、多岐にわたるものですから、少々時間をおかしてください。
- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時17分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。
総務課長。

- 総務課長（會田課長） 貴重なお時間をとらせてしまいましたことを、おわび申し上げます。

それでは、先ほどの室崎議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、消滅時効に当たる2年間のみの調査だけで、いいと思っているかということですが、介護員の休日の代休日については、先ほども町長からの行政報告であったとおり、平成23年度も含めた未払金の算出をしております。しかし、その他の問題につきましては、このたびの2年間の消滅時効に関して、あらかじめ労働組合側から示され、双方で確認をしていたこともあって、平成23年度以前の調査は行っていない状況でございます。この間、勤務条件の変更も行われておりますし、また、文書の保存年限によって既に廃棄されたものもございまして、遡っての調査ができない事情もございまして、ご理解いただきたいと思います。

除斥期間と消滅時効の違いについてであります。少し長くなりますけれども、読まさせていただきます。

消滅時効と除斥期間とはどのような点で違うかということで、消滅時効につきましては、一定期間権利が行使されなかったことによって、その権利が消滅するという制度であろうかと思えます。これに対して、除斥期間につきましては、権利を行使すべき確定期間をいうということでは、いづれも、一定期間権利が行使されないことによって、権利が消滅するという点では共通するかと思えますが、両者はその趣旨を異にするということで、消滅時効の趣旨については永続した事実状態の尊重、権利の上に眠るものは保護しないなどが上げられるかと思えます。これに対して、除斥期間の趣旨については、権利関係の早期安定となっております。また、このような趣旨の違いから、次に申し上げます差異が生じるかと思えます。

まず、消滅時効につきましては、権利の上に眠るかどうかを判断するため、援用が必要とされていると。これに対して除斥期間は権利関係の早期安定のため、援用は不要とされているということかと思えます。また、次には、消滅時効については、永続した事実状態を尊重するため、遡及効が認められる。これに対して除斥期間については、そのような要請はないので、遡及効は認められない。

さらには、消滅時効の起算点は、次の問題でありますので、この部分はちょっと省か

せていただきますけれども、また、消滅時効については永続した事実状態が破られたときに中断をすると。これに対して除斥期間は法律関係の早期安定のため中断はしない。

なお、消滅時効には時効の訂正が認められているが、除斥期間には時効の訂正が認められないというふうに、一部言われておりますけれども、解釈についてはさまざまあるようでございます、最近は。これが2点目になります。

次に、起算日でありますけれども、民法上での規定や解釈はさまざまあろうかと思えます。基本的には労働基準法115条の部分につきましては、請求できる日という解釈があろうかと思えますけれども、本件に関しましては、組合側からの要求が結果として、先ほど行政報告で町長が申し上げておりますけれども、4月23日となりましたけれども、3月の話し合い当時から、このことが労働組合側から既に提起がされておりました、あらかじめ未払金の支給に当たっては4月1日を起算日とすることを労働組合側と確認をしていたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、次の今後の訴訟等を防ぐために、どのような措置を行っているかということですが、これにつきましては、労働組合側との間で先ほどこれも行政報告で、町長が申しあげたとおり、確認書を取り交わしております。その1項で、その後、一切の債権債務がないことを明記させていただき、双方で確認をしているということが、まず1点。

もう1点につきましては、今議会に提出をさせていただきました予算が議決された後、支給対象者との間で示談書を、一人一人取り交わさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、次の厚岸町の政策を遂行していく上で、この措置でいいのかということですが、今回の件につきましては、あくまで意図的なものではなく、労務管理における確認の形態と知識の認識不足ということで考えておるところであり、労働基準法の消滅時効に規定によって執行をさせていただきたいというふうに考えております。

また、次の労働組合側からこの間、是正の要求等はなかったのかということですが、この件につきましては、厚岸町職員組合からの要求等については、ありませんでした。

次に、今回の時効消滅の件につきまして、厚岸町職員組合から何らかの要求等があったのかということにつきましても、ありません。以上でよろしかったでしょうか。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 一問一答でやれば、一つずつ聞けるんだけれども、3回という制限があるものだから、論点全部出したんで、答えるほうも大変だったろうと思ひまして、非常に簡潔にまとめていただきました。

それで、一つ一つについてお伺いいたしますが、人のやることですから、間違いというのは必ずあるんですよ。100%ミスのない仕事をしなさいといわれたら、これは不可能ということになるかと思ひます。もちろん間違っていないとか、ミスは仕方がないよという話ではないですけれども。

それで、先ほどお話聞いていて思い出したんですが、お医者さんなんていうのは、一つ間違ったら命にかかわりますから、一番間違いをしてはいけないというか、間違いの

ときの結果が重大な職業ですよね。そのある高名なお医者さんが定年退官のときの記念講演で自分の誤診率は20%ぐらいだというふうに言ったという有名な話があります。そのときに素人は、そんなに多いのかって思ったし、専門家はそんなに少ないのかって言ったそうです。その方が常に自分のお弟子さんたちに言っていたことは、一番大事なことは間違わないことではなくて、もちろん間違っただけではないけれども、その間違いがあったときに、その後、どのように対応するかということだと。そのときにきちんと誠実な対応をすることが患者さんの信頼を勝ち取る一番大事なことなんだよということを書いてたという話を、もちろん又聞きにですが、聞いたことがあります。

今回も厚岸町のこのミスと言いますか、解釈間違いと言いますか、とにかくそれによって債務不履行をしていたわけですが、それが今、分かったわけですね。そうすると、それに対してどういう誠実な態度をとるかということが一番大事なことだと思うんです。その観点からもう一度言いますが、まず、全体を明確にする必要はないということで、どうも終始一貫しているようですが、私は、それは違うと思う。

まず、間違いを正して、この後きちんとやるためには、いつから、どういうミスがあって、どうなのかということについて、もちろん記録のないものやいろいろあるでしょうけれども、できる限り調査をしたと。ここまでは分った、ここからは分からないというものをきちんと出すべきじゃないでしょうか。それはまず間違いを改むるに対する最も誠実な態度の基礎ではないかと、そのように思いますが、いかがでしょうか。まずそれが一つ。

それから、消滅時効と除斥期間の法律な解釈云々については、よく分りました。

それで、今、時効の起算点が平成26年4月1日だというふうにおっしゃいました。そうすると、2年間の時効ですから、平成28年の3月31日までは、この債務不履行の債権は厚岸町に対して皆さん請求できるということになりますね。時効の起算点から2年間ですから。今そのような答弁が出たわけで、最初とは態度をすっかり変えてしまったなというふうに思いましたので改めて確認します、非常に大事なことです。

それから、後日紛争の予防策、それからその他のところで労組、これは恐らくこの3月にできた労組のことを言っているんだろうと思うんですが、労組との間でこれ以上の請求はしないとか、そういうあるいは過去2年間で済まそうとか、そういうことで合意ができていうふうにおっしゃいましたが、この債務不履行というのは労組に対する債務不履行じゃありませんね。この当事者は、それぞれの一人一人じゃないですか。それが証拠に先ほどの行政報告でも、労組に対して一括して未履行分のお金を払って、そして労組がそれを分配していくというような形ではないですよ。どこまでも1対1、お一人お一人とやっている。労組はこの問題について、いわば助言をした第三者だよ。その労組との間でもって話がついていけば、自動的にその相手方との間が決まるものではないですね。その点どうも曖昧なんですよ、明確にお答えいただきたい。

それから、先ほど来、私だけじゃなく申し上げているし、町民の間からも非常に法律論以前の問題として出てくるのは、こういうやり方が適当なのかという言い方ですよ。先ほど除斥期間と、それから消滅時効の差異をお話しいただきました。除斥期間というのは権利の存続期間ですね、簡単に言ってしまえばね。その間だけその権利が存在するという存続期間の話をしている。だから客観的事実で話をしますね。それに対して消滅

時効というのは、あなたの答弁の言葉をかりると権利の上に眠る者は保護しない、それから社会的安定性を確保しよう、ということですね。それから、寝てたか起きてたかということが大事なんです。法律的にはどうか僕も分ないんだけど、一般常識として、改めてもう一度お聞きしますが、この場合、雇用関係にあって、債権を履行してもらえなかった方たちは厚岸町は権利の上に眠った人なんだと解釈しているわけですか。その点、明確にお答えをいただきたい。

それから、先ほど出していただいた行政報告参考資料に付加して、地方自治法や地方税法の文言を出していただきました。これを見ますと、時効の援用を要せず、またその利益を放棄することができないものとする、このようになってますが、これはどのようなことを意味してるのか。時効利益の放棄なのか、時効援用権がここではあえて時効援用という行為をとらなくても、消滅時効の主張ができるという規定だと思うんですが、その利益とは何なのか、この点についてお答えをいただきたいわけです。

それで、回数も3回しかありませんから、2回目なので申し上げますが、もし時効が援用しなくても通常の場合であるという、消滅時効が成立してるんですよということを援用して、その利益を享受しますというふうに大体訴訟上言うわけですね。抗弁として出すわけですね、大抵の場合ね。ということが行われた場合、その債権債務関係はどういうふうになるかということなんです、その点についてはどのようにお考えですか。講学上自然債務というふうなことが言われてますね、その点については厚岸町はどのように考えているわけですか。もっと端的に言うと、その場合に厚岸町は支払いをすることが許されなくなるというふうに考えているのでしょうか。

それから、職員組合の話はわかりました。

それと、この2年間に限ったという話のときに、このいわば今までやってたやり方の間違いというのは故意ではなかった、だから2年間に限ってもいいんだというふうなふうに聞こえたんですが、これは債務不履行なんです。簡単に言うと、借りたお金を返さなかったときも同じなんです、法律的レベルで言うとね。労働問題とかそういうのは別にしてね、払うべきものを払ってない。それがうっかりしてたのか、分ってたけど払わないかによって、時効は変わらないと思うんですよ、時効の適用とか、あるいは債務があるかないかの判断はね。そのあたり故意でないからということが町の法的な一つのよりどころになっているのですか、ちょっとそのあたりがよく分らないので、この点もお聞かせをいただきたい。

それから、厚岸町は、今ままでに町が町民に対して、いわゆる私人に対して何らかの債務不履行があって、そのために支払いを行った事案がありますか。そのときには、どういう取り扱いをしていたのでしょうか。近年のものだけで結構ですから、ありましたら教えていただきたい。

以上です。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時20分休憩

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

総務課長

- 総務課長（會田課長） それでは、まず先ほどの答弁の中で言い間違いがございましたので、1点訂正をさせていただきたいと思えます。平成26年4月1日からと申し上げましたけれども、この部分については平成24年4月1日ということで訂正をさせていただきたいと思えます。大変申し訳ありませんでした。（発言する者あり）

それでは、続いてお答えを申し上げます。

まず、1点目の全体的な調査という部分でありますけれども、いつごろからそのような事案が発生していたかということについては、今回のこの件の中で調査というよりはいつごろからという部分については、確認をさせていただきましたけれども、先ほどの繰り返しになりますが、既に文書がなくなっていること、さらには、この間の勤務条件の変更、さらには、職員一人一人の給与の昇級、さらには給与体系の変化等もあって、これらを全て対象人数、さらにはその金額を明らかにすることができません。繰り返しになりますが、このたびの金額、さらにはこれ以上の調査ができないことをご理解いただきたいと思います。

順番が少し食い違うかも分りませんが、お許しをいただきたいと思います。

次に、先ほどの起算日につきましては、平成26年が24年と間違ったということで訂正をさせていただきます。

それと訴訟を防ぐためにどのようなところの、一人一人に支給をするということで、確かに労働組合との間で確認書は交わさせていただきました。議員言うとおりの、これはあくまでも組合側との合意でございます。一人一人これからどうする、それ以上の措置が必要ではないかということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、示談書の取り交わしにつきましては、組合員、組合員でない者、これは私どもとして、組合員が誰なのかということは把握しておりません。向こうからの公開もされておりません。ですから、示談書につきましては、組合員、組合員でない者、全て取り交わしをさせていただきたいというふうに考えております。

今回の補正予算の中に含まれているのは、この平成24年度、25年度の中で退職をされている方、要は平成26年3月21日まで働いていた方だけではなくて、この間に退職をされた方につきましても対象として、町としては考えているところでありますし、今回の補正予算の中にも含ませていただいた次第であります。ですから、これら全ての対象者の方々と示談を取り交わさせていただきたいというふうに考えております。

また、加えて組合員につきましては、こちらのほうでは把握はしておりませんが、その確認をしたときに、組合の執行部の方々には組合員である方々につきましては、それぞれの中で、今回のこの確認書のご納得をいただきたいと思いますというお願いもしたところでありまして、今後のいろいろな支払いに関して、事務等もございまして、その辺の助言もいただきたいと思いますということで、お願いをしているところであり、確認をしていくところでございます。

あくまで意図的なものではなくということが、法的なよりどころかということでありませんが、これも繰り返しになりますけれども、意図的に行われたものではないというふうに町としては判断をしており、その中で、労働基準法の消滅時効の規定によって執行をさせていただきたいというふうに考えております。繰り返して大変申し訳ありません。

●議長（音喜多議員） 税財政課長

●税財政課長（小島課長） 私からは、過去に町が町民に対して債務不履行についての事例が、ほかにあったかということにお答えしたいと思います。

過去に、固定資産税の誤賦課がございまして、平成18年度に税の返還金をした例がございまして。そのときには、法に基づく5年間と、プラスさらに5年間さかのぼって10年間返還した例がございまして。それと近年ですね、同じような事例がありまして、いわゆる還付金に対する加算金ですね、還付金は返していたんですけども、それに加算金をつけなかったという例が昨年度ございまして、そのときには同じような取り扱いをしようとしたんですが、町民の皆さんに呼びかけたところ2件ほど、調べていただきたいという申し出がありまして、調査したところ対象にはならなかったということで、お返しした例としてはないんですけども、そういう調査はした例はございまして。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、3回目の質問になりますが、2回目の答弁が間違っただけで答弁しておりますので、訂正部分についての再質問を許します。3回目はまだです。

●室崎議員 時効の起算点で平成24年の4月1日というふうに訂正になったんですか。平成26年の4月1日から、そうですね。根拠なんですか、平成24年の4月1日が起算日になると、今回の債務不履行の消滅時効の起算点が平成24年の4月1日になった、そういうふうにおっしゃったんですけども、その理由、平成24年の4月1日までは債権者は請求したくてもできなかったんだと、法的にもということ厚岸町は公式に認めたと、そういうふうに理解してよろしいですね。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時31分休憩

午後1時32分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

総務課長

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

起算日について、その法的な部分もございまして、初めにお答えを申し上げた

とおり、この間の労働組合との間で行ってきた話し合いの中で、労働組合との確認としてこの起算日としたところでございます。繰り返しのお答えで大変申し訳ないんですけども、そのようなことでございます。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時33分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

総務課長

- 総務課長（會田課長） 大変申し訳ありませんでした。町としては、今皆さんにお支払いをさせていただきたいと思っている職員の方々については、厚岸町で給料を支給したのが最終的には臨時職員の方々については4月10日、介護職員の方々については4月21日でありまして、これが請求できる日としたんですけれども、最後の支給日ということで考えております。この実際の支給日というものがございましたけれども、あくまでも組合との合意の中でそのような合意をさせていただいたということでございます。本来のその法的な部分からいくと、賃金、給与の支給日ということになろうかと思えます。（「また変わったの、最後のくだりで、休憩してください」と言う者あり）

- 議長（音喜多議員） 休憩いたします。

午後 1 時36分休憩

午後 1 時39分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

副町長

- 副町長（大沼副町長） ただいまの質問に関してであります、不適切な労務管理によって債務不履行があったということを確認をさせていただいたと。ならば、その期間の未払い分の賃金をどういう時点から請求を認めて、あるいはこちらがお支払いをしなければならない義務があるかという観点で、労働基準法の第115条、その他の請求権は2年間これで時効によって消滅するという条文から、どの時点までさかのぼって、この債務不履行だったものに対する未払いの賃金をお支払いしなければならないかということを考えたときに、厳密に言いますと、今言った債権者のほうの賃金請求権が発生した日が、それは賃金の支給日、それから給与の支給日、これが請求権の発生する日というふうになります、このたびの場合はそれだけではなくて、年度を繰り越して与えなければならない休暇の年次繰越分の付与、この関係もありますから、2年前の4月1日からにさ

かのぼって起算日として、その間この2年間未払いとしていた賃金をお支払いさせていただくという考え方で整理をさせていただきました。答えになっているかどうか。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず、消滅時効、消滅時効って振り回しているけれども、消滅時効の構造を分かっていないでしょう。年度を超えて払うものもあるから全部一括して、2年前の4月1日にしたなんて言っているけれども、債権一つ一つに消滅時効が発生するんですよ。だから、この部分の何とか手当というのが、何月何日に支給するとなったら、その日から法的請求権というのは出てくるんです。ただ、あとは解釈の問題で、その法的請求権が出たことが即権利を行使するときというものに当たるかどうかという部分で、恐らく解釈の問題は出てくるであろうと思います。

でも、今、あなたたちの言っているのは、そういう構造を全然無視した話してますよね。一つ一つの債権じゃなくて、何か全部固めて何月何日にしましょうやと。それで、その起算点がいつになるかということは、物によっては、裁判で争われます。けれども、どこからいっても、町と労組へ話し合った結果、ここしましょうなんていう種類の問題じゃないんです。これは法的に決まるんですよ。だから、そのこのところをきちんと調べてください。2年間の消滅時効を適用しますということをおなたたちは言っているんだから、言っている人が、起算点いつですかって、それも起算日という言葉を使っているね。いつですかというのを聞いたときに、全然とんちんかんな答弁するようじゃ、これは分かってないと言わざるを得ない。

それで、なぜそんなふうになるのかということが、私には透けて見ます、それを申し上げる。それは結局先ほど副町長は、厳密にという言葉を使ったけれども、それはむしろ法的にと言ったほうがいいんだと思うんですが、そのときに、権利の行使をすることができるときだと解釈することは余りに忍びないと。あのときにできるわけがないということは無意識のうちにも、あなたたちも前提にしているからではないんですか。そのときに行使しなかったのは、権利の上に眠るからだということになって2年間で切ることになるんだ。24年と25年分ですか、2年分しか払えませんかという結果をとるとこは、どのような美辞麗句を並べても、結局は権利のある人たちが、あのとき請求すればよかったでしょうと、それをあなたたち請求しないんだもの、だから不利益はあなたたちがかぶるより仕方ないんですよと言っていることなんです。

でも、やはりそれは非常に町職員に対して温かい心を持っている理事者としては、そんなふうにするのは非常に忍びないという気持ちがあるものだから、だからそういうふうにびしゃっと考えることができなくて、それで起算日だかになって、ふらふらふら動いているんでないかと、そうじゃないですか。

それで、今、3回目だから、ほかの論点もずっと言いますけれども、まず話を元に戻しますが、調査をやったのかやらないのかと私聞いているんだけど、それに対して、いやいや保存年限の切れたものもあるし、聞き取りをしてもよくわからなかったし、あのころからでないかという程度のことだから、結局平成24年と25年にしましたという答弁なんだけれども、平成24年と25年だけがはっきり分かって、あとのものはどう調べても

全くわからなかったんですか、具体的にどれだけ調査したんですか。それを町民に示さなければならぬでしょう。全部できる限りの調査をしたと。しかし、もう既に、当時を立証する書類、これでは今、非常にインパクトのある話だったので、町民の中で関心が強いんです。この人たちの結局はなかったことにして、うやむやにしたいんでないのという疑義を晴らすことができませんよ、その点もう一度お答えいただきたい。

次に、今言った起算点の話から、法的な部分についてどうなのかというところが曖昧なままになっているということは指摘しました。

それから、今度、支払時に一札を取るというお話でしたね、こういうことできるんですか。五分五分の関係なら十分成り立ちます。例えば交通事故みたいにね、私人と私人五分と五分、そういうときならばこれは成り立ちます。しかし、下手をすると、水俣のときにチッソ水俣が行ったごくごく簡単な涙金を渡して、今後一切の請求はいたしませんという一札を取ったのと同様に考えられますよ。だって、その示談とかいうものに応じなかったら、今その分のお金もらえないんでしょう、現実には。お金は欲しいですよ、誰だってほしいです、私だってのどから手が出るほど欲しい。それを前にしておいて、この示談書に判押してくださいと言われてたら、それは腹の中ではどう思っているか押ししますよ。

そういう立場が大きく違う場合に、そのいわば上位にある者、あるいは強者が一札を取った場合に、裁判所は割と例文解釈と称して、それが書いてないものとして扱う場合がよくありますよ。そういうものに当たる可能性がありませんか。ちょっと私はこの点引っかかるんですが、そんなことは全くないと、これはもう十分に世の中でやっていることでもって、成り立つんだと、ほかの町でもよくやっているというような事例をお持ちですか、あるいは弁護士さんなんかのそういう助言をいただいていますか。

それからですね、その労基法の何条でしたか、それを使って2年間できるんだと、これは故意でやったことではないから許されるだろうというふうには聞こえるような話があったんだけど、もう債務不履行ですよ。故意であったかなかったかということに基づいてはなんかできないでしょう、そう思うんですが、それとも厚岸町では故意にこういうことをやったことでもあるんですか、ないと思いますよ。

それで、最後のところなんです、やっぱりさっきも言ったように、やっているときにいろいろな理由でもってミスというのはありますよ、還付金のミスだって、まあいろいろな理由があつてそうなったんでしょう、非常に複雑な計算の中ですからね。ただそのときに厚岸町を私は非常に誠実な処置をとったと思っています。いきなり行政に関しては5年の短期消滅時効がある、だからそこで切ってしまうと、そういうことは言わなかったですよ。そして、きちんと立証さえできれば、そうですね、あやふやでもって払うわけにはいかないからね。そのときには、何年にさかのぼったって、たしか10年で切ったのと、10年目以上をさかのぼってというのもあったんじゃないかと。平成26年の第1回議員協議会で、財政課長さんが説明したときの厚岸町のこのやり方は、それ今実例があったかなかったかという話はしてましたけれどもね。10年を超える場合でも、立証さえきちんとできるものであれば、例えば町にそういう文書が残っていると、本人が持っているとかいう場合だったら、それは計算が可能となるんで、ちゃんとその支払いに努めますよということまでおっしゃっている。10年間の一般的な消滅時効でもつ

て切るのかなと思ったら、それ超えてだってやりますよと言ってるんです。今回に限っては2年間でばつと切りますと言っている。右手と左手が全然合わないじゃないですか。同じ町ですよ、どういうことなんですか。どうも今こういう話を聞いていると、何ていうのかな、これは私が言われたことなんですが、少なくとも心和園に関しては、どうやって経費を減らすかということで、払うべきものを払わないで、いやまあ人件費を節約してたんじゃないのと、その考え方は今日も全く同じでないのというふうに電話で言われました。いや、そんなことはないと思いますけれどもと私は言ったんですが、そういうものに対して、どう答えるんですか。

それで、3回目だから言いますが、町長、これね、今、あなたは非常に申し訳なかったということを議会でおっしゃいました。本当に真摯な発言をなさっていると私は評価しています。ただ、町民には全く伝わっておりません。いきなり2年間だけだということを行っている。それを前提にして、そして、しかもいろいろな話が流れてる。そうすると、せっかくこっちでは誠に申し訳なかったと、だからできるだけのことをするという立場から考えて、時効を待ってこうしたんだということで行っているのが、2年の時効だけが先に走ってしまっている。どうやったって逃げることのできない2年分だけ払えば、あとはいいでしょう、そういうふうにとられてしまっている。私、これ大変残念だと思っています。町長だって同じでしょう。やはりこの後、債務不履行になったその2年を超えた前の人についても、やはり町長のほうから、どういう形になるかはわからないが、きちんとしたおわびの意志は出していかなければならないでしょうね、そのあたりはどうお考えですか。

そういうようなことで、今やめますけれども、結局ポイントは、請求しなかった人が権利の上に眠ってたというふうに厚岸町は考えているのかということに収れんされてくると思いますよね。それでお答えをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 適正なご質問であったことと思います。

しかしながら、相違うお互いに対立とは言いませんけれども、意見の食い違いがあることも事実であります。しかし、その事案が起きたということも事実です。私は今回の補正予算約4,700万円、これ尊いお金であり、町民に全く申し訳なかったと、先ほどお話しをいたしたとおりであります。

そこで出てくるのが説明責任です。なぜこうなったのかと、今、ご指摘のとおりです。私は常に町民とともにつくるまちづくり、協働のまちづくりを訴えております。その中で最も大事なのはやはり情報開示と説明責任になります。ですから、この事案については、町長としては責任の一端を担う最高責任者としての責任を明確にしなければなりません。ですから、今回もいろいろと条例等を提案をさせていただいておるわけであります。

しかし、それで信頼を損なったことが取り戻せるものではありません。やはり信頼あって初めて行政にとってもいい仕事ができるのであります。そういう面においては、責任説明は極めて重く感じております。ですから、今回の議会論議を通じて、町民がこういう事案について心配しているということでもありますので、事実関係を明らかにするとと

もに、その事案についての説明を町民に明確にしなければならないと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、法的な関係について、お互いの食い違ひがあつたわけであります。このことについては、いろいろとこちらの方もさらに勉強しなければならない。また、お互いに代理人として弁護士があつておりますので、その調整の中での行政報告でもあり、さらにはまた、いろいろな事案における解決をいたしてあります。さらには、また、北海道労働委員会という極めてこれは厚岸町にとっては初めてであります。今までは釧路管内の町村公平委員会が、その仲立ちでありましたけれども、いろいろな面で初めての経験を見せていただきました。今後これを経験として、二度とこういう事態を起さないように、町としても管理監督を強めてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 総務課長

●総務課長（會田課長） たびたびのつたないお答えを申し上げまして、大変申し訳なく存じます。ご指摘をいただいた示談書の件につきましては、さらに検討を加えて、どのような形がいいのかということも含めて、今後支払いに当たって検討してまいりたいと。そして、その支給対象者の方々の疑義が出ないよう、さらには、町民の皆様の疑義を払拭できるような形で取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時59分休憩

午後 2 時04分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

副町長

●副町長（大沼副町長） 右手と左手の違ひやり方を取っているのではないかというご質問でございましたけれども、このたびの事案に関しては地方公務員法が適用されている、いわゆる内部の職員に対する取り扱いをどうするかという事案というふうにとらえまされた、実質的にですね。対象が一般町民の方々になるのか、それから内部の職員の問題になるのかということによって大きな違ひがあるというふうにとらえまして、このたびは先ほど来説明させていただいている法に則つた形で対応をさせていただきたいと、そのように考えます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

6番、堀議員。

●堀議員 えーと、いろいろと午前中から聞かせていただいていたんですけども、今、最後に町長が事実関係を調査するというので、そして町民の方にも報告をするということをおっしゃっているんですけども、これはつまり平成13年とか施設存立以来とかといった2年間だけじゃない、それより過去に遡っての全ての調査をして、それを報告するというふうに理解していいのか、もう一度聞きたいと思います。やはり私もこの件に関しては、きちんと調査すべきだと思います。それはやはり内部調査だけじゃなくて、第三者でつくる第三者委員会なりでも、やはりきちんと調査をすべきだと思います。書類がなければ聞き取りをそれぞれが行っていった、調査というものは。最終的には、その調査内容というものを該当者一人一人にきちんと出して、やはり不法不作為があったということの中では、まずきちんとした謝罪を町というものはしなければならないと私は思うんですよ。

この金銭給付を目的とした、短期消滅時効2年というものはわかるんですけども、ただやはりそれだけでなく、不当労働行為といった中の損害賠償といった中では、まだ消滅時効というのは伸びると思うので、やはり労働行為の時効というのは、まだあれなんで損害賠償請求権というのは当然残って来ると思うんですよ。そういった中で、今後いろいろな民事訴訟というものを想定される中では、やはりそこら辺をまずはしっかりと調査をして、該当者一人一人、もう当然亡くなっておられる方というのものもいるかもしれないけれども、やはり該当者がいれば、その相続人なりも含めても、やはりきちんと調査といったものをして報告をして、謝罪をすべきだというふうに思います。そういった中では、最後に町長が調査をして公表しますと言っているのだから、それについてもう一度確認したいと思うんですけども、どうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 堀議員、勘違いというか、私は労務管理の不適正処理のしい行為、というのは今回の事案です。事案について、なぜ町民に周知をさせるかということのやりとりがあったものから、私としては説明責任をしますと。本事案についてですよ。それから4,700万円というものが起きた、その事案について町民に明快にしないといけない、これが説明責任だということをお話ししたつもりなんですけども、皆さんからご意見あるように、もっと先に戻って調査するとかいうご意見を踏まえての意見じゃないですから、労働基準法に基づいた法に基づいた2年間の議案についての問題を、町民に明快にしないといけないという考えを申し上げたんですけども。

ただ、確かに皆さんの気持ちわかるんです。2年間でなく、いつから起きてどうなんだと、若干行政報告で申し上げておりますが、これは本来はやるべきとは思いますが、職務的に大変な作業、これは2年間の調査だけでも大変な時間、それから労を費やしたんです。けれども、法で決められていることですから、それだけの誠意を持って職員がもう本当に夜なべして、いろいろな資料を出しながら最終的に合意をしたということでもございますので、確かに分ります。分りますけれども、法の2年間というものもあるも

んですから、ただ、町長としましては、なぜこういうことが起きたのかなということは、今も持っております。これはもう責任逃れをするわけじゃありませんけれども、私を含めても以前からの問題なんですね。ですから、そういう面について強い関心を持っています、どうしてという。ですから、二度と起きない、起こさないという場合は、やはりそれも大事なことなんですけれども、大変なのは作業等を含めると。

それから2年、仮に何かこうこう出たという、先ほど谷口議員から何億円も出るという話もありましたけれども、ところが、法でやっぱりこの不利益をしないといけないんですね。ですから、いろいろなご意見があるかと思えますけれども、ぜひ私としては、町民に対しましては、強い説明責任を感じておりますので、この点についてはご理解をいただければと思います。

●議長（音喜多議員） 6番、掘議員。

●掘議員 分かりました。私の勘違いだったんですね。ただ、私は後段で、やはりそうじゃなくて、全体を調査するべきだと。今回、北海道労働委員会に対する被申立事件、これにかかっている調査として2年間というものは大変な労力を費やしてやったというのは分るんです。ただ、これをやったときに、新たな問題として、不当労働行為の問題が分ったわけなんですから、これは新たな問題として新たに調査しなければならないのではないですか。それは、例えば1カ月、2カ月で報告を上げるのではありません。1年かかっても2年かかってもいいです。そういった中で、きちんと調査をすべきだと、それがこの行政報告の最後の方にも出てきますけれども、失われた信頼を回復させるためというものの一助になるんじゃないでしょうか。何もせずに2年以前の人方は、該当者の名前すらもわからないような状態で、本人たちもどうなのかというものがわからないような状態の中で、うやむやのうちに終わらせてしまうような問題じゃないというふうに私は思うんですけれども。何年かかってもいいです、そんな1カ月や2カ月で上げれなんて私だって当然思いません、大変な労力をかけて、この2年分だけでもこれだけ詳細に調べ上げるにもかかったわけなんですから、やはりそれが行政としても誠意じゃないんでしょうか。余りにも不誠実だと思います。

それは長年厚岸町役場で勤務されて、労働されてきた人方も含めて、町民に対しても大変不誠実だと私は思うんです。やはり調査というものはしっかりとする。なおかつ、内部調査だけではなくて外部調査もやはりやるべきだと。内部調査だとどうしても弁護的な調査結果になりがちかもしれない。やはり町民の不安とか不満払拭をするのであれば、やはりきちんとした第三者で構成する第三者委員会による調査というものが、やはりやった上で議会、そして行政のほうにも報告を受けた中で、町民のほうにも報告されるといっていくべきでないのかなと、私は思うんですけれども、どうしてもそういうことはしないでしょう、したくないでしょう。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） ご承知のとおり厚岸町職員に関する給与等を含めて、法令関係では

条例があり、また、規則がある、規定がある、いろいろ書いてあるんです。それを今回、結局は結果的には法令等の認識不足であったという私はとらえ方している訳であります。

ですから、先ほど言いました、管理職会議で厳しく律しました。二度とこういうことのないように、ということは法令をちゃんと知っていれば、こういうことは起きないんです。ですから、そういう面についてのやはり同じ町職員としても管理職の責任、役割は大きいわけですから、労務管理もきちんとしなさいということが、今後私は大事であるということで、さらにまた、私自体の責任も重くのしかかってまいります。ご理解賜りたいと思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長

●総務課長（會田課長） まず、1点議員からのご質問の中で、不当労働行為ということで申しておられましたけれども、今回、不当労働行為というものにつきましては、厚岸町が労働組合から申し入れをされた団体交渉について拒否したこと、これが不当労働行為に当たるか当たらないかということの判断であって、その中で賃金の不払い、給与の不払いということが、結果的にそのような形になったと、これは先ほどから申し上げているように、休暇の関係、休日の関係にかかわったものであって、これ自体が不当労働行為ではありませんので、まず、そのところだけご理解をいただきたいと思います。

調査につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、どのような状況でこのような事態になったのかという部分については、当然調査は必要だと考えております。これまでもそのような聞き取り調査や勤務表の精査によって明らかにしてきたところでもありますけれども、遡ってどこまで調査ができるかということも含めて、今、現在詳細が調査をできないということで、ご理解を賜りたいと思います。

それと第三者委員会をつくっての調査が必要ではないかという部分でありますけれども、これについてもこれまで組合との話し合いの中で、また、交渉の中で行ってきた調査、これで確かにその2年間、さらにはその休日の問題につきましては平成23年度からということもありますし、これも平成23年度からということが分ったことも、その前からの調査も含めて分った事実でございますので、今、このときに第三者委員会を設けようという考えはないことをお答えさせていただきます。

●議長（音喜多議員） いいですか、次に3番石澤議員。

●石澤議員 ずっと議論聞いてきたんですけれども、この中で、労務管理に関する法的認識不足の原因であり、結果としてというふうにあります、本当に認識不足だったんでしょうかね。職員の数が慢性的に足りなかったとか、それから、財政難を現場に押しつけたことが原因となって起きてきたということはないんですか、この問題は。働いている人たちはもう人数が少ないということから、いろいろ工夫してやっていた部分もあるように聞いてます。それで、今回、施設管理する職員の労務管理に関して認識不足が最大の原因であるというふうになってましたけれども、本当にそうなんですか、その辺を。

●議長（音喜多議員） 総務課長

●総務課長（會田課長） この調査の中で、その認識不足ということで確認をしているところであります。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 あのね、いろいろな形で結局財政難というのを何度も現場には伝えられていたように聞いています。大変だから人数が足りないので職員を増やしてほしいとか、それから嘱託職員を増やしてほしいという声も上がっていたように思うんですけども、それに関しても、臨時職員を増やして対応するというところで、施設の中、そういうところでやっていたように聞いてますが、そういうことによって仕事の大変になっている中で、偶発的にでき上がってきたような気もするんですが、そういう現場の状況をきちっと見て管理をしていたのかな、その辺はどうだったんですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長

●総務課長（會田課長） あのような施設につきましては、厚生労働省の施設の基準、人員の基準というのがあります。厚岸町においては、厚岸町の特別養護老人ホームについては、この人数を超えた中で運用をしてきているのも事実でございます。また、特別養護老人ホームにかかわらず現場、さらには私たち事務職についても、当然仕事は大変な部分がありますし、全て満足を満たせるような人員で行うということについては、この財政状況の中で難しいのは当然であります。特別養護老人ホームについては、少なくともというか現場が困らない中で人員配置がされてきたという認識を持っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 ちょっと違うような感じがするんですが、そういう中ででしたら、どうしてこういう問題が起きたんですか。結局休みが取れない、そういうことが起きてきたということは単純に労務管理の問題ではないような気がします。これからいろいろな部署、今言いましたけれども、ほかの部署でも、結局正職が少なかったり、それから嘱託だったり、パートだったりいろいろな形で働き方が入っています。そういうことに今後こういう問題が起きないように対応してほしいと思うんですけども、その辺はどうですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長

●総務課長（會田課長） 先ほど申し上げましたけれども、あくまでも法的な認識不足ということであります。それぞれの部署ごとの人員配置、これにつきましても可能な限り

の中で人員配置を行ってきているということをご理解いただきたいと思います。

- 議長（音喜多議員） ほかがございますか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、決議案第1号 「厚岸町に核廃棄物最終処分場はらない宣言」をする決議についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者である佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

1番、佐藤議員。

- 佐藤議員 ただいま、上程をいただきました決議案第1号 「厚岸町に核廃棄物最終処分場はらない宣言」をする決議案について、その提案理由について申し上げます。

その内容につきましては、議案書の後段部分に記載のとおりでありますけれども、本年1月の29日、北海道新聞の報道によりますと、自民党資源エネルギー戦略調査会での会合で講師として招かれました大学の先生であります。いわゆる核のごみの最終処分場に適した場所として、根釧の海岸地域をトリプルAとして真っ先に発言がなされました。振り返って平成24年の9月、日本学術会議では、高レベル…。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時26分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

今、決議案の提案中がございますけれども、朗読がないのかという指摘を受けまして、改めて職員の朗読をさせます。

- 議事係長（福田係長） 決議案第1号厚岸町に核廃棄物処分場はらない宣言をする決議。

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月10日。

提出者、厚岸町議会議員佐藤淳一、賛成者、厚岸町議会議員中川孝之、同じく谷口弘、同じく南谷健。

厚岸町に核廃棄物最終処分場はらない宣言をする決議。

厚岸町は、厚岸湖の豊かな自然の恵みを受け、古くから漁業が盛んに営まれ、北部を中心とする丘陵地帯においては、広大な農地を使った酪農業が行われ、北海道でも有数の食料生産基地となっている。

また、道立厚岸自然公園にも指定され、風光明媚な景勝と豊かな自然から生み出される産物は、厚岸町の豊かな自然から成り立っているものであり、その豊かさを今に伝えるべく苦勞を重ねた先人への思いは、決して忘れてはならないもので、後世へと伝えていくべき貴重な財産である。

国は、原子力を利用し発生する高レベル廃棄物の処分を含めた処理方策を検討中だが、放射能が人の管理の及ぶところでないことは、東京電力福島第1原子力発電所の事故を見ても明らかで、厚岸町を含む根釧地域が国から最終処分場の候補地として示された場合、豊かな自然環境への影響懸念から、風評被害により全産業への影響は計り知れないものがある。

厚岸町議会は、いかなる名目を問わず、厚岸町に放射性廃棄物及び使用済み核燃料の持ち込みを認めない。研究施設等名目名称のいかんを問わず放射性廃棄物及び使用済み核燃料の最終処分場設置にかかわる文献調査を始めとする一切の事前調査を行うことを認めない。

また、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物の最終処分場の設置は容認しない。

よって、本議会は厚岸町で暮らしを営む全ての人々の現在と未来を守るため、厚岸町に核廃棄物最終処分場はらない宣言をする。

以上、決議する。

平成26年9月10日。厚岸町議会。

- 議長（音喜多議員） 提出者である佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

1番、佐藤議員。

- 佐藤議員 どこから発言したらいいか分かりませんが、なかつたことにして最初から、ただいま上程をいただきました決議案第1号 厚岸町に核廃棄物最終処分場はらない宣言をする決議案について、その提案理由について申し上げます。

私の提案理由の一部、決議案の内容と重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思ひます。

中身の内容につきましては、今、事務局朗読の後段部分のとおりでありますけれども、本年1月の29日、道新の報道によりますと、自民党資源エネルギー戦略調査会での会合が記事となっております。そこで招かれました大学の教授は、いわゆる核のごみの最終処分場に適した場所として、根釧の海岸地域をトリプルAとして真っ先に発言がされたとの記事の内容でございました。

振り返って、平成24年の9月、日本学術会議は高レベル放射性物質の最終処分計画については、長期にわたって安定した地層が日本に存在するかどうかの科学的根拠の厳密な検証が必要との観点から、政策の抜本の見直しを政府に提言をいたしております。

そんな中であつて、一政党の調査会での発言ではありますけれども、地域の固有名詞が出たことは、私も驚きであります。発言されたその教授先生は、道東、ましてや厚岸町に来たことがないと思われ、ましてや住む予定もないのではないかなというふうに思われます。学問的見知からの発言とは思ひますけれども、無人島ならいざ知らず、北海道開拓の古い歴史を持ち、こうして先人が営々として築き上げ、そして住み続け、今

後も子々孫々にわたり生活をするための豊かな自然と、その恵みを守り続ける厚岸にとって、看過のできない暴言であると思います。

皆さんご承知のとおり、高レベルの廃棄物は数万年から数十万年かけて放射能レベルを低減させなければならず、また、人間の力では管理できないなど、3.11の震災における福島第一原発の事故を見てのとおりでございます。

厚岸町は天然の良港である厚岸湾と豊かな緑に恵まれ、その恩恵を受け漁業や酪農などの第1次産業を中心に発展をいたしてまいりました。議員各位もご承知のとおりでございます。今を生きる私たちはその自然を守り、未来へと確実にバトンタッチする責任を負っております。この件につきましては、本年の3月、それから6月の議会においても議員からの質問に、若狭町長も反対を表明いたしているところでもございます。

議会は、町民の意見を代表する場であり、町民の意思を忖度、あるいは思いを共有し応えていかなければならないと考えております。改めて第3回定例会の常例に当たり、議員各位のご賛同を賜り、議会としての意思を表明いたしたく、本案に対するご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

これより質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、認定第1号 平成25年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて、認定第5号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 25年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、本10件の提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） 平成25年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

当年度は、防災力の強化を重点施策に位置づけ、地震津波の防災・減災対策をさらに強化するため、津波警報発令時の対策本部となる厚岸町味覚ターミナルコンキリエに太陽光パネルと蓄電池などを整備し、特別養護老人ホーム心和園の裏山に、津波避難場所を整備したほか、避難場所に備蓄倉庫やトイレを整備するなど、安全安心なまちづくりを進めてまいりました。

また、もう一つの重点施策として位置づけた地域経済力の評価では、基幹産業である漁業と酪農業の振興を進め、第1次産業や製造業、観光業などで取り組んだ財貨を可能な限り町内で循環させる町内循環を促進するため、住宅リフォーム支援、住宅省エネ、バリアフリー改修補助、住宅用太陽光発電システム設置奨励、厚岸プレミアム商品券発行などの支援を行い、中小企業の振興を推進してまいりました。

一方、町民の要望の多い町道の改良舗装、補修や公共下水道などの生活基盤整備及び福祉教育の充実に意を配するとともに、当年度より職員の自由な発想をまちづくりに反映させたiチャレンジ提案による事業も実施し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

当初予算では、一般会計が79億4,056万8,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、介護サービス事業、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと、119億1,332万円の総体規模でありました。これに、年度内にそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては、平成24年度繰越明許費1億969万6,000円を含め91億9,848万1,000円、各特別会計では41億786万9,000円となり、総体においては133億635万円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっておりますが、次表の説明については省略をさせていただきます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で92億6,438万9,535円、執行率で100.7%、歳出では88億8,491万4,821円、96.6%の執行率となり、歳入歳出差し引きで3億7,947万4,714円の残額となりました。このうち繰越明許費繰越額として14万6,000円、財政調整基金に2億円を積み立て、実質1億7,932万8,714円が翌年度繰り越しとなったところであります。

一方、特別会計であります。国民健康保険特別会計については、一般会計からの繰り出し9,785万8,798円を繰り入れ、同会計の収支均衡を保つ財源に充てたものでありま

す。

簡易水道事業特別会計については、歳入歳出を差し引きで146万3,374円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった3億4,634万2,125円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険にかかわる負担分等として一般会計から繰り出し基準分1億4,166万5,676円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで2,966万1,428円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等を清算の上、返還金などに充てるほか、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

介護サービス事業特別会計については、歳入不足となった7,484万1,962円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から3,962万9,803円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで現年度保険料の4月と5月の収入分63万2,300円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差引で1,116万7,263円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

以上が、平成25年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等については、別冊で配付いたしました決算書及び決算資料に基づきご検討いただくこととして、内容説明を省略させていただき、順次、ご質問等に応じて各担当課より詳細なご説明をいたしたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、認定第9号 平成25年度厚岸町水道事業会計決算の内容について説明申し上げます。

なお、決算書の構成は事業報告書、決算報告書、財務諸表、附属明細書の順としております。これに沿って説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

1ページから9ページまで、事業報告書でございます。

1、概況については、(1)総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア、業務状況、(ア)業務量の状況であります。平成25年度末の給水人口は9,289人となり、前年度に比べ49人、率で0.5%減少しました。給水戸数については5,117戸で、前年度に比べ13戸、率で0.3%の増加となりました。年間配水量は126万1,254立方メートルで、前年度に比べ7,443立方メートル、0.6%減少し、有収水量は90万6,842立方メートルで、前年度に比べ2万6,683立方メートル、2.93%減少しました。この結果、有収率は71.9%で、有収水量が減少したことに加え、小島地区の海底管の破損や発見困難な冬期間の漏水量が増加し、有収水量の減少を上回る漏水量の抑制ができなかったことから、1.7ポイント減少となり有収率の向上には至りませんでした。より機能的な漏水調査などにより、引き続き漏水の早期発見と早期修繕に努め、有収率の向上を図ってまいります。

(イ) 建設改良事業の状況であります。

①配水管等整備事業では、尾幌1号配水管、1件の布設替工事と門静前浜道路配水管1件の新設工事を行ったほか、老朽化した仕切弁の更新を行いました。

②機器更新事業では、尾幌ポンプ場配水流量計整備など2件の更新を行いました。

③浄水設備改修事業では、活性炭注入ポンプの改修を行いました。

④宮園配水池改築更新事業では、本体工事を2カ年の継続事業として建設を進め、平成25年度は本体下部の工事を行いました。

⑤災害復旧等事業では、台風などで被災した取水ポンプ場設備の復旧工事4件と、同様の災害に対応するための設備整備2件を行いました。

⑥メーター設備事業では、新規に46台のメーターを設置し、有効期間が満了した595台を取りかえました。

2ページと3ページは経営状況であります。

収益的収支であります。税抜きで申し上げますが、収入の総額、水道事業収益は、2億4,151万8,814円で、前年度に比べ402万5,763円、1.6%の減収となりました。水道事業収益の大部分を占める給水収益は、前年度に比べ、臨時用で33万9,323円の増収となったものの、家事用で288万3,599円、業務用で321万9,285円、農業用で31万143円の減収となり、給水収益総額では2億3,845万4,133円で、前年度に比べ609万6,599円、2.5%の減収となりました。

営業外収益では、他会計補助金や雑収益の増により、252万8,681円となり、前年度に比べ196万6,836円の増となりました。支出の総額、水道事業費用は2億3,476万1,262円で、前年度に比べ666万7,453円、2.8%の減となりました。

営業費用は、原水及び浄水費では、前年度に比べ、燃料費で3万4,145円、修繕費で273万3,214円の減などとなりましたが、備消耗品費で11万877円、動力費で100万5,741円、薬品費で217万5,790円の増など、合わせて61万4,101円の増となりました。配水及び給水費では備消耗品費で3万7,800円、修繕費で132万3,100円の減となりましたが、手数料で163万円、材料費で45万9,100円、負担金で180万7,411円の増など、合計で255万5,611円の増、総係費では職員の減や会計間移動などにより、給料で567万7,695円、手当で146万9,895円、法定福利費で351万6,515円、委託料で41万7,276円、賃借料で87万8,927円の減など、合計で1,303万50円の減、減価償却費では構築物で46万8,845円の増、機械及び装置で290万558円の増など、合計で355万7,953円の増、資産減耗費では電気設備の除却で22万9,000円、メーターの取り替えで21万3,867円の増など、営業費用の総額では570万8,751円の476円の減となりました。

営業外費用はで企業債支払利息が前年度に比べ100万7,501円の減となりました。この結果、水道事業収益が水道事業費用を上回り、675万7,552円の純利益となりました。

人口減少や少子高齢化の進行、また、節水意識の定着に加え、9月の台風で取水施設が被災したことにより、上水道区域で2日間に及ぶ断水の影響があり、給水収益が見込みより大きく減少しました。老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備を計画的に実施し、将来にわたり安全、安心な水を安定的に供給するため、今後もより一層の経営改善に取り組み、健全な経営に努めてまいります。

次に、資本的収支であります。税込みで申し上げます。

収入の総額は、1億5,892万7,000円で、前年度に比べ1億1,817万3,428円、290%の増となりました。

主な収入である企業債は1億2,470万円で、宮園配水池の更新に伴う借入額の増により、前年度に比べ8,990万円の増となりました。国庫補助金は2,033万9,000円で、宮園配水池改築更新事業に対する補助金が前年度に比べ969万4,000円の増のほか、災害復旧事業に対する補助金が712万4,000円、合計で前年度に比べ1,681万8,000円の増となりました。

宮園配水池改築更新事業に対する他会計補助金は、1,320万円の皆増、水道管の移転補償費は68万8,000円で、前年度に比べ174万4,572円の減となりました。

支出の総額は、2億8,721万98円で、前年度に比べ1億1,986万3,380円71.6%の増となりました。

建設改良費は、宮園配水池改築更新事業や配水管新設工事、布設替工事、災害復旧工事等を含めた施設の改修事業などで、2億1,181万3,665円となり、前年度に比べ1億2,246万9,362円の増、企業債償還金は、7,522万8,767円で、前年度に比べ277万3,648円の減。前年度の消費税等の確定申告に伴い、特定収入の割合が確定したことにより発生した国庫補助金返還金が16万7,666円の皆増となりました。

4ページは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でございます。内容は記載のとおりであります。

2として、工事については、5ページから6ページにかけて、先ほど説明しました工事の内容を記載しております。

なお、資産の購入については、(3) 固定資産購入の概況のとおり、平成25年度中に車輛1台を購入いたしました。

3、業務については、7ページ。(1) 業務量、(2) は、事業収入に関する事項、8ページ(3) は事業費に関する事項についてであります。後ほど、別紙の認定第9号説明資料の収益的収支説明書の方で説明させていただきます。

9ページ。(4) 給水装置工事の状況、(5) 委託調査業務、4の会計、(1) 企業債の概況、(2) 議会の議決を経なければ流用できない経費の決算については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が、事業報告であります。

次に、10ページをお開き願います。

平成25年度厚岸町水道事業会計決算報告書であります。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益は、予算2億5,412万1,000円対し、決算では、2億5,362万3,641円となり、予算に比べ49万7,359円、0.2%の減となりました。内訳は、1項営業収益が、予算2億5,121万8,000円に対し、決算では2億5,093万9,640円となり、予算に比べ27万8,360円の減。2項営業外収益は、予算290万3,000円に対し、決算では268万4,001円となり、予算に比べ21万8,999円の減でした。

次に、支出であります。1款水道事業費用は、予算2億3,936万7,000円に対し、決算では2億3,771万9,050円の執行で、164万7,950円、0.7%の不用額となりました。内訳は、1項営業費用が、予算2億1,385万9,000円に対し、決算では2億1,241万2,518円の執行で、144万6,482円の不用額となりました。2項営業外費用は、予算2,530万8,000円に対し、決

算では2,530万6,532円の執行で、1,468円の不用額となりました。3項特別損失はありません。4項予備費については、予算20万円に対し、決算はゼロ円で、全額不用額となりました。

11ページの資本的収入及び支出でございます。

収入ですが、1款資本的収入は、予算1億5,892万7,000円に対し決算も同額となりました。内訳は、1項企業債が、予算1億2,470万円、2項国庫補助金2,033万9,000円、4項他会計補助金1,320万円、6項補償金68万8,000円に対し、決算はいずれも同額となりました。

次に、支出でございます。

1款資本的支出では、予算2億9,033万1,000円に対し、決算では2億8,721万98円で、312万902円、1.1%の不用額となりました。内訳は、1項建設改良費が、予算2億1,493万3,000円に対し、決算では2億1,181万3,665円で、311万9,335円の不用額となりました。2項企業債償還金が、予算7,523万円に対し、決算では7,522万8,767円で、1,233円の不用額。3項国庫補助金返還金が、予算16万8,000円に対し、決算では16万7,666円で、334円の不用額となりました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億2,828万3,098円は、過年度分損益勘定留保資金738万8,025円と、当年度分損益勘定留保資金1億833万1,677円、特定収入にかかる消費税等を控除した当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額845万6,507円及び建設改良積立金410万6,889円で補填するものであります。

棚卸資産の購入限度額1,479万6,000円に対し、執行額は1,450万1,212円でございます。これに伴う仮払消費税は69万532円であります。

12ページは、損益計算書でございます。

営業収益から営業外費用を差し引いた営業利益は、2,958万4,202円となり、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引くと675万7,552円の経常利益となりました。当年度純利益も同額であります。当年度末未処分利益剰余金は前年度繰越利益剰余金411万5,862円を加えた1,087万3,414円となります。

13ページは、剰余金計算書でございます。剰余金のうち資本剰余金は出資金から受贈財産評価額までを合わせた前年度末残高が6億134万3,696円でしたが、当年度国庫補助金、他会計補助金、保証金の合計3,242万9,478円の増により、年度末残高は6億3,377万3,174円となりました。

利益剰余金は、減債積立金と建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせた前年度末残高が9,378万1,986円でしたが、建設改良積立金410万6,889円を減じ、当年度純利益675万7,552円を加えた、当年度変動額265万663円により、年度末残高は9,643万2,649円となりました。

14ページは利益剰余金、処分計算書でございます。

前年度利益剰余金411万5,862円に、当年度末未処分利益剰余金675万7,552円を加えた1,087万3,414円を、そのまま未処分利益剰余金とするものでございます。

15ページと16ページは、貸借対照表であります。

15ページ、資産の部では、平成26年3月31日現在の固定資産が22億1,206万7,245円、流動資産が1億9,430万9,746円で、資産の合計が24億637万6,991円でございます。

16ページの、負債と資本については、負債の合計は857万4,042円で、全て流動負債で

ございます。資本の合計は23億9,780万2,949円で、このうち資本金が16億6,759万7,126円、剰余金が7億3,020万5,823円でございます。負債と資本の合計は24億637万6,991円となります。

17ページは、重要な会計方針の注記であります。

会計書類の作成のために採用している会計処理の基準や表示方法などの基本的事項を注記してまとめて記載しております。記載の3点であります。

18ページからは、収益費用明細書でございますが、別紙の認定第9号説明資料、平成25年度厚岸町水道事業会計決算にかかる収益的収支説明書（消費税抜き）により説明を申し上げます。

まず、収入でございます。

1款水道事業収益は、2億4,151万8,814円で、前年度に比べ402万5,763円、1.6%の減収となりました。1項営業収益は2億3,899万133円で、前年度に比べ599万2,599円、2.4%の減収となりました。1目給水収益は前年度に比べ家事用で288万3,599円、業務用で321万9,285円など、臨時用を除く用途で減額となり、全体で609万6,599円、2.5%の減収となりました。

2目受託工事収益は53万6,000円で、前年度に比べて24.13%増、これは給水工事手数料の増でございます。2項営業外収益は、252万8,681円で、前年度に比べ350.1%増でした。

1目受取利息及び配当金では、3万7,833円で、前年度に比べ52.1%減、これは主に貸付利息の減でございます。2目他会計補助金は91万6,621円で前年度に比べ93.4%増、児童手当給付経費と基礎年金拠出金費用に対する補助金でございます。4目雑収益は157万4,227円で、156万5,431円の増、3年に一度精算される北海道退職手当組合の納付金の精算還付金156万4,863円が主なものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用は、2億3,476万1,262円で、前年度に比べ666万7,453円、2.8%の減となりました。1項営業費用は2億940万5,931円で、前年度に比べ570万8,751円、2.7%の減となりました。1目原水及び浄水費では5,094万2,284円で、前年度に比べ1.2%増であります。主に、修繕費273万3,214円の減、動力費100万5,741円の増、薬品費217万5,790円の増などであります。2目配水及び給水費では1,309万2,211円で、前年度に比べ24.3%増、主に台風災害での断水に伴う応急給水の手数料と関係団体への負担金の増などあります。4目総係費では3,703万9,759円で、前年度に比べ26%減、主に給料と手当で714万7,290円の減、法定福利費351万6,515円の減などあります。5目減価償却費では1億593万4,958円で、前年度に比べ3.5%増。主に機械及び装置290万558円の増などがございます。6目資産減耗費では、239万6,719円で、前年度に比べ32.9%増、主に設備更新に伴い除却となる電気設備22万9,000円の増、自動化設備26万8,957円の増などがございます。

2項営業外費用は、2,535万5,331円で、前年度に比べ95万8,702円、3.6%の減となりました。これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息の減などがございます。3目消費税及び地方消費税はございません。4目雑支出4万8,799円で、消費税納付金額確定による雑損失でございます。

3項特別損失はございませんでした。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は675万7,552円の純利益で、料金改定初年度の昨年に引きつづき、純利益の計上となりました。

ここで、決算書の21ページへお戻り願います。

固定資産明細書でございます。

(1)有形固定資産明細書、(2)無形固定資産明細書、ともに記載のとおりであります。

22ページから23ページにわたり、企業債明細書でございます。記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上が平成25年度厚岸町水道事業会計決算書の内容でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 3 時11分休憩

午後 3 時40分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

病院事務長

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、認定第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計決算について、その内容をご説明申し上げます。

決算書、1ページをお開きください。平成25年度厚岸町病院事業報告書から説明いたします。

1として、概況。(1)は総括事項です。読み上げます。

本年度における病院事業運営は、昨年度末で常勤の外科医師が退職となり、これを補充すべく北海道、医育大学及び関係医療機関等に対し、医師確保を最重要課題として取り組みました。しかし、全国的な医師不足を背景に常勤の外科医師確保には至らず、公益社団法人地域医療振興協会からの定期的な医師の派遣を受けた体制で診療に当たりました。これにより、常勤医師4名体制、内科3名、小児科1名の厳しい状況にあっても、町立病院が担う医療の役割を継続し、町民の命と健康を守る信頼される医療の提供に努めることができました。

経営面では、常勤外科医師不在の影響を受け、入院、外来ともに減収となる結果となりましたが、病院事業会計全体としては、病院改革プランに基づく収支改善への取り組みの継続と不良債務解消による内部留保資金の活用が可能となったことにより、トータルで一般会計からの繰入金も減少させることができ、財政面での町民負担を軽減することができました。

病院運営にとって、常勤医師はもとより、医療従事者の体制整備も経営面にとって根幹をなすものであることから、今後においても体制整備に向けた取り組みを継続し、病院運営の適性かつ、効率化を図ってまいります。

また、町民の皆さんが安心して生活を送るためにも、24時間の救急医療の役割は大きく、今年度も札幌医科大学及び北海道大学医学部などから医師派遣を受けて、休日、夜間の初期救急の体制維持に努め、同時に、常勤医師の勤務負担の軽減も図りました。

専門的治療を要する疾病や高度な設備での治療を要する患者に対しては、専門医と設備の充実した釧路市内の二次医療機関との連携により、患者紹介と救急搬送を図ることができました。

さらに、町民要望の多い整形外科診療を釧路赤十字病院から毎週1回、脳神経外科診療を釧路労災病院から隔週1回の定期派遣を受け診療したほか、東京北医療センターなどの支援で消化器検査診療を継続することができました。

以上が総括であります。

続いて、アは患者数、イは収益的収支、ウは資本的収支についてであります。内容については後ほどご説明いたします。

続いて2ページです。

(2)は決算、予算の議会議決事項です。

(3)の行政官庁認可事項では、医療器械整備などに関する補助金の認可関係で、それぞれ記載のとおりであります。

(4)は職員に関する事項についてです。正職員数では年度途中での職種ごとの増減がありますが、年度末では57人で前年度から3人の減であります。なお、括弧書きの前年度末から臨時職員で1名の増となっているほか、職種別の詳細は、記載のとおりであります。

3ページは、2の工事。

(1)では資産取得の状況であります。医療器械の取得及び車輛購入で、全て更新によるものです。内容については記載のとおりであります。

次に、3、業務の(1)業務量です。患者数について、入院患者数では、延べ1万3,178人で前年比2,465人の減、一日平均で6.8人の減で、外科患者の減少によるものです。外来患者数では延べ4万9,890人、前年比2,039人の減、1日平均で、8.4人の減となっております。主に外科患者の減少によるものです。

次に、2の病床利用状況であります。本年度利用率が65.6%、12.3ポイントの減少となっております。

続いて、4ページ、5ページは、事業収入と事業費用の損益計算書の項目ごとに前年度との比較となっております。

続いて、6ページ。4の会計では、(1)企業債の概況、(2)では一時借入金の概況、(3)では議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算であります。それぞれ記載のとおりであります。

以上が事業報告書となります。

7ページからは平成25年度厚岸町病院事業決算報告書となります。

まず、収益的収入及び支出から説明を申し上げます。

収入であります。1款病院事業収益では、予算11億3,244万4,000円に対し、決算では11億3,025万7,359円となり、予算に対し218万6,641円、0.2%の減となっております。これは1項医業収益、予算6億9,224万7,000円に対し、決算では7億1,225万1,988円とな

り、予算に対し2,000万4,988円、2.9%の増となったものであります。2項医業外収益では、予算4億4,019万7,000円に対し、決算では4億1,800万5,371円となり、予算に対し2,219万1,629円、5.0%の減となったものであります。

次に支出であります。1款病院事業費用では、予算11億3,244万4,000円に対し、決算では11億2,178万525円の執行で、1,066万3,475円、0.9%の不用額となっております。これは1項医業費用で、予算10億5,762万8,000円に対し、決算では10億5,311万6,257円の執行で、451万1,743円、0.4%の不用額であります。2項医業外費用では、予算7,451万6,000円に対し、決算では6,866万4,268円の執行で、585万1,732円、7.9%の不用額であります。3項予備費では、予算30万円に対し、支出がなく全額不用額となったものであります。

8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、1項補助金で予算8,864万2,000円に対し、決算では8,864万2,000円で、予算と同額であります。この補助金の内訳は、一般会計補助金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金がその内容となっております。

次に、支出であります。

1款資本的支出では、予算1億2,727万3,000円に対し、決算では、1億2,727万1,446円で、1,554円の不用額となっております。内訳では、1項建設改良費、予算1,414万8,000円に対し、決算では1,414万6,650円、1,350円の不用額で、電子内視鏡システムなど、医療器械及び車輛の更新であります。2項では企業債償還金、予算1億1,312万5,000円に対し、決算では1億1,312万4,796円で、204円の不用額となったところです。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,862万9,446円は、過年度分損益勘定留保資金3,862万9,446円で補填しました。

(3) たな卸資産購入限度額では、予定限度額1億5,045万4,000円に対し、執行額は1億3,417万250円となりました。これに伴う仮払消費税は638万9,013円となったところです。

9ページは、平成25年度厚岸町病院事業損益計算書であります。下から3行目収益から費用を差し引いた当年度純利益として288万2,685円の計上となったところです。各項目については、この後で説明します。

次ページをお開き願います。

10ページは、平成25年度厚岸町病院事業剰余金計算書、11ページは平成25年度厚岸町病院事業欠損金処理計算書であります。

この結果、平成25年度の繰越欠損金は9億3,863万8,191円となって、次年度へ繰り越すものであります。

12ページをお開き願います。

12ページ、13ページは、平成25年度厚岸町病院事業貸借対照表であります。平成26年3月31日現在の財産状況を示すものであります。内容につきましては、記載のとおりであります。

14ページには、会計の処理方法について、1、固定資産の減価償却方法、以下3項目について病院事業会計における処理方法を記載することで、積算根拠を示す内容となっております。

15ページからの収益費用明細書については、別に配付させていただいております認定第10号説明資料平成25年度厚岸町病院事業会計決算にかかる収益的収支明細書（消費税抜き）により説明をさせていただきます。

款、項、目により主な増減を説明いたします。

まず、収入であります。

1款、1項、1目入院収益では、決算額2億8,087万495円で、前年度対比4,110万8,632円、12.8%の減。患者数で2,465人の減、1人1日当たりの金額では731円増となったもので、外科常勤医不在による入院患者減によるものであります。2目外来収益では、決算額3億7,211万4,862円で、前年度対比904万158円、2.4%の減、内訳で患者数では2,039人減、1人1日当たりの金額では119円の増、外来収益におきましても、外科常勤医不在による影響が要因と考えられます。3目その他医業収益では、決算額5,649万5,841円で、143万7,780円、2.5%の減、内訳は記載のとおりであります。

次に、2項医業外収益のうち3目その他医業外収益では、決算額718万8,798円で、113万9,697円、18.8%の増。4目他会計補助金では3億9,633万2,000円で、1,878万7,519円、5.0%増であります。内容ですが、入院収益減に伴う一般会計補助の増額となったところで、5目負担金補助及び交付金では1,192万4,770円、前年度比較201万4,068円、20.3%増です。老健ここみで使用する光熱水費など、病院が一度負担して面積率などによる按分額を病院会計で負担金として戻し受けるものであります。

次に支出であります。

1款、1項、1目給与費では6億7,668万8,458円で、前年度対比2,046万7,130円、2.9%の減、外科医師、コメディカルの採用ができず、各項目において減となっております。2目材料費では1億718万3,770円で、前年度対比1,005万1,819円、8.6%の減で、入院、外来ともに患者数の減が薬品費、診療材料費などの減になったところであり、3目経費では2億1,430万5,170円で、前年度対比692万5,913円、3.3%の増であります。主な増減では、旅費、交通費で約242万7,000円増、外科非常勤医師の旅費の増であります。光熱水費で約111万5,000円増、燃料費で約188万2,000円増、いずれも単価引き上げ等によるものであります。手数料で約67万6,000円減、廃棄物処理料減などであり、修繕費で約116万2,000円増、施設設備修繕費の増、使用料で約875万6,000円減、リース料の減、委託料で約205万9,000円減、委託内容の見直しなどによる減。負担金で約1,146万2,000円増。外科非常勤医師派遣負担金などの増であります。4目減価償却費では、4,692万9,314円で、前年度対比254万8,227円、5.2%の減、内容は記載のとおりであります。

次に、2項医業外費用です。1目支払利息及び企業債取扱諸費で、5,963万5,602円、前年度対比414万6,806円、6.5%の減であります。

以上が主な増減説明であります。

決算書にお戻りください。19ページをお開きください。

19ページは、固定資産明細書、20ページは、企業債明細書であります。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、未収金の状況については、別に資料配付しておりますので、参考としてください。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、認定第10号平成25年度厚岸町病院事業会計決算

書の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

- 監査委員（黒田監査委員） ただいま上程されました平成25年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し述べさせていただきます。

まず、最初に、平成25年度一般会計並びに各特別会計の決算状況について、千円単位で申し上げますと、総額では、歳入が133億1,440万2,000円、歳出では128億6,986万3,000円となりまして、歳入歳出差引4億4,453万9,000円、特別会計も含めての収入増の決算と相なっております。一般会計始め各会計ごとの決算状況につきましては、先ほど町長のほうから報告があったとおりの内容でございまして、細部につきましては、お手元に配付をいたし、決算審査意見書、これをごらんをいただきたいと存じますが、地方自治法の規定によりまして、町長から、審査に付された平成25年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された計数につきましては、何ら誤りがないものと認められたところでございます。

次に、それらの決算審査の中で今後特にご留意いただきたい事項について申し述べさせていただきますが、まず、歳入関係であります。一般会計における自主財源の根幹をなす町税、これにつきましては、収納率がアップしたことに加えまして、滞納繰越者数が減少をし、決算額が最終予算額を3,000万円以上上回ったこと。さらには、税収と税外収入を合わせた収入未済額は、繰越事業財源を除きまして、1億2,984万1,000円と相なりまして、前年度よりも2,631万1,000円減少をしております。これらのことにつきましては、担当部署の収納率向上に向けた、それぞれの努力があらわれたものと高く評価をさせていただくとともに、今後、国からの依存財源の減収が大いに想定されるこの厳しい状況下にあります。自主財源である町税等の確保は大変重要なこととございますので、負担の公平を期する上からも、引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消につきましては、なお一層の努力を望むものでございます。

また、歳出関係でございますが、一般会計における不用額は1億9,047万円、昨年と比べまして、それでも5,793万円と大幅に減少はしておりますが、予算現額に対する割合も依然2パーセント台となっております。

また、制度、仕組み等の問題もあろうかと思っておりますけれども、特別会計に対する繰出金の多額な不用額が散見をされます。予算の効率的執行を図るためにも、今後とも一層の努力を望むものでございます。

また、最後に、国も地方も行財政全般にわたり数多くの不安要素を抱えており、当町の財政運営も依然厳しい状況が続いている中であって、平成25年度決算全体として安定的に実質収支と各基金等の残高をしっかりと確保したことと、それをなし得たそれぞれの担当部署の歳入財源の獲得努力と歳出経費の節減努力を高く評価するものでございまして、今後においても、健全財政を堅持をいたしつつ、創意工夫を図り、職員の英知を

結集して、さらに一層の町民生活の向上に向けたまちづくり施策を大いに展開されますよう期待するものでございます。

次に、平成25年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し上げます。

なお、金額は消費税抜きでございます。

初めに、水道事業会計から申し上げますと、第3条予算の収益的収入及び支出であります。先ほど、水道課長も申し上げましたけれども、収入では、2億4,151万8,814円に対しまして、支出では2億3,476万1,262円となりまして、差し引き675万7,552円が当年度の純利益と相なっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出であります。収入の1億5,729万7,144円に対しまして、支出は2億7,712万3,735円となりまして、差し引き1億1,982万6,591円の収支不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金と当年度分の損益勘定留保資金に加えまして、建設改良積立金で補填処理をしているところでございます。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。第3条予算の収益的収入及び支出でありますけれども、収入では11億2,712万758円に対しまして、支出では11億2,423万8,074円と相なりまして、差し引き288万2,684円が当該年度の純利益と相なっております。

また、第4条予算のほうですが、資本的収入及び支出、収入の8,864万2,000円に対しまして、支出では1億2,659万7,796円でございます。差し引き3,795万5,796円の収支不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金にて補填をしたというところでございます。

以上、平成25年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、その概要を申し述べましたけれども、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成25年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算、これらにかかわる各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされ、また、表示されたそれぞれの計数についても何ら誤りがないものと認められました。

なお、水道事業につきましては、人口減少等により収入収益が見込みよりも減少してきておりまして、平成24年4月からは水道料金が改定をされ、前年度に引き続きまして本年度は、2年連続での黒字決算と相なったものであります。

また、継続費をもって水道事業のかなめとなる宮園配水池の改築更新事業、これを実施中ではありますが、今後も老朽化した施設の更新であるとか、あるいは機器設備の改修、災害に強い施設整備も不可欠と相なってまいります。将来にわたり安全安心な上水道を安定的に供給するために、水道事業の健全経営と効率的な事業運営に向けての、なお一層の努力を期待するところでございます。

また、一方、病院事業につきましては、従来からの療養病棟を廃止をいたしまして、前年度から併設型の介護老人保健施設に転用する体制に移行したことによりまして、全体的な経営収支は確かに好転はいたしましたけれども、平成25年4月からの医師確保が困難となり、やむなく外科の廃止を余儀なくされ、さらには小児科収益の収益とあわせて、苦しい経営状況の1年ではありましたが、経費節減努力によりまして、何とか単年度純利益を計上しているところであります。

しかるに、平成26年度から新たな会計基準の導入移行に伴いまして、今後さらなる苦戦が強いられることが大いに懸念されるところでございます。

今後とも、町民が将来にわたって安心して医療サービスを受けられるよう他の医療機関との連携による診療体制と医療サービスの充実を図り、町民の生命と健康を守る公的病院としての崇高な使命を深く認識した上での健全な病院事業の運営に鋭意努力されることを期待するものであります。

以上をもちまして、一般会計及び特別会計、並びに公営企業会計決算審査にかかる口頭報告を終わらせていただきます。

- 議長（音喜多議員） 本10件の審査方法についてお諮りいたします。

本10件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成25年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成25年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午後 4 時05分休憩

午後 4 時11分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、報告第6号 平成25年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第6号 平成25年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成25年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書12ページをお開き願います。

平成25年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率につきましては、実質赤字比率

は黒字でありますので、比率なしであります。

連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので、比率なしであります。実質公債費比率13.8%、将来負担比率95.8%であります。

厚岸町に適用される早期健全化基準比率は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、平成25年度厚岸町公営企業会計における資金不足比率であります。

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、いずれの会計も資金不足なしですので、比率なしであります。

厚岸町に適用される健全化基準比率は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきましては、お手元に配付しております報告第6号説明資料によりご説明させていただきます。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、その市町村の基本会計である一般会計の収支が赤字なのか、黒字なのかを見るための指標であります。

赤字のときには、赤字幅を標準財政規模と比べて、赤字の大きさをあらわすこととされております。表の上段右側太枠で網かけしているところでありましたが、比率はマイナス7.09%であります。この表記につきましては、実質赤字比率であることから、赤字ではなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので比率なしとなります。その下に前年度の比率を表記しておりますが、引き続き黒字を維持しております。

次に、連結実質赤字比率であります。この比率は全ての会計の収支を足し合わせて、その市町村のトータルの会計収支が赤字なのか黒字なのかを見るための指標であります。赤字のときには赤字額を、標準財政規模と比べて赤字の大きさをあらわすこととされております。

厚岸町の一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質収支額と、公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計、法が適用される公営企業会計の資金不足、剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の右下、下段のとおりマイナス12.99%であります。この表記につきましても赤字ではなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。その下に前年度の比率を表記しておりますが、引き続き黒字を維持しております。

次に、2ページをごらんください。

実質公債費比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済額に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計等公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合を過去3カ年の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載のとおり、本年度の比率は13.8%で、前年度との比較では0.2ポイント増であります。

3ページをごらんください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が、今後、将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。資

料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は95.8%で、前年度との比較で19.0ポイントの減であります。

4 ページをお開きください。資金不足比率であります。

この比率は、公営企業会計ごとに資金不足額があるのか、ないのかを見るための指標であります。資金不足額があるときには、事業規模に対する割合で、その大きさをあらわすこととされております。この比率の対象となる会計につきましては、記載のとおり4会計となっております。

水道事業会計は、マイナス77.9%、このマイナス表記は資金不足額ではなく資金剰余額の割合となります。

次に、病院事業会計はマイナス8.1%、同じく資金不足額ではなく、資金剰余額の割合であります。

次に、簡易水道事業はマイナス2.9%、このマイナス表記につきましても同じく資金剰余額の割合であります。

最後に、下水道事業会計は収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。

四つの会計とも資金不足額がないことから、公表する場合は比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第6号の内容説明とさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。
監査委員。

- 監査委員（黒田監査委員） ただいま議題となりました報告第6号 平成25年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告につきまして、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査した結果につきましては、お手元に配付をした別紙意見書のとおりでございますが、一般会計における健全化判断比率として示された4項目とも、財政健全化基準以下ということになっておりまして、また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率につきましても同様に、基準内におさまりまして、いずれも良好な財政運営がなされております。次年度以降につきましては、とりわけ企業会計において新たな会計基準の導入意向がございまして、その反映形態と影響がどのように推移をしていくのか、しっかりと注視していかなければなりませんけれども、その時々々の状況変化に応じて健全化の方針に沿った堅実かつ柔軟な各会計の財政運営が行われていくことを期待するものであります。

なお、各比率の算定に用いられます標準財政規模の数値につきましては、主にその数値を構成する普通交付税の増減によりまして、大きく左右をされます。状況によっては、各比率が大幅に上がるおそれも出てまいりますので、その交付税動向には十分に配意、配慮する必要があると考えます。ともかくも、本年度の厚岸町につきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づいて、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類、これらの作成は、いずれも適正に行われておりまして、何ら誤りがないものと認められましたことを申し上げ、口頭報告とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 二つほどお尋ねをさせていただきます。

ただいま税財政課長のほうから説明がありました。ちょっと恥ずかしい話なんですけれども、その厚岸町財政経営健全化審査意見書、その2ページ、3ページなんですけれども、水道事業、病院事業健全化審査意見書ですか、この説明のときに、資金不足の状態になくというふうここに記載があるんですけれども、課長の説明ですと、資金不足の関係ではなくて、何て言いましたかね、僕、聞き取れなかったものですから、その意味をもう一度確認をまずさせていただきたいというのが、1点でございます。

それから、もう1点なんですけれども、監査委員のほうにお尋ねをさせていただきたいと思いますが、ここに資金不足比率について、病院、水道事業健全化審査意見書、資金不足の状況になく、良好な状態にあると認められると。数字的にはそうなんですけれども、これを見ると、経営状況、先ほどの説明を口頭でもありました。経営状況が良好にあるというふうには私なりに、なかなか厳しい状況にあるのではないのかと。ということは、一般会計は繰り出しをしても例年どおりに推移しているのかなと思うんですけれども、実際に資金不足状況にはないことは、ないとわかるんです。ですけれども、一般会計の繰り入れがないわけでもないんですね。その数字というのは、決してその辺の状況というのはどうなのかなという疑念を持つわけでございますが、いかがでしょう、監査委員としてはどのようにとらえているのか、見解を伺いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、私から、企業会計における資金不足の関係についてお答えを申し上げます。

資金不足がある場合は、マイナスがつかないで、整数でパーセントが表記されるということになります。今回の場合は、計算しますと、マイナス何パーセントということになるということで、この場合の意味としては、資金不足があるのではなく資金剰余があるというご説明をしたところでございます。ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） 私のほうからお答えをいたします。

確かに良好な財政運営と、一応この報告はこれらのいろいろな健全化判断比率とか、なおかつ、資金の不足比率の報告でございますので、決算の報告ではないので、その数値のみを表面的に見させていただくと、病院自体の経費節減努力、1年間のもありまして良好な財政運営がなされていると、そういう形として、基準に比較してどうこうということを申し上げたんですが、ご質問者ご指摘のとおり、先ほども決算で申し上げましたとおり、そういう内実はなかなか厳しい経営状況が続いているというのは、決算の審

査意見書で申し述べたとおりでございます。そのあたりを実質的に見るためには、ご質問者ご指摘のとおり一般会計の補助金、一般会計の負担がどうなったかという単なる表面的な計数のみならず、そういうところも実質的に見ていくべき性質のものなのかなと、監査委員もそのように、私も思っておりますが、一応ここではこの比率に関する状況でございますので、こういう言い方にあえてさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第10、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

なお、本日の会議予定時間は、残り少なくなっています。

ここで、あらかじめ、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、10番谷口議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

それでは、10番谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました水害対策についてどのように進められているか、お伺いをいたします。

1点目は、最近の降雨は私たちが経験したことがないような、また、今までの常識を超えるような昨年の台風18号を初め、最近では、今まで予想していないような量を記録し、河川の氾濫、冠水、浸水等が起こっております。特に、被害のあった地域上尾幌や門静地域などの対策はどのように行われてきているかお伺いをいたします。

2点目は、水害や土砂災害から住民の安全をどのように確保するのか、避難対応はどのようになっているか、厚岸町において土砂災害警戒区域等の指定が行われている区域はあるのかについて、お伺いをいたします。

3点目は、現在、ホマカイ橋の架けかえ工事が行われておりますが、新しい橋は、橋桁が低く、橋台の間隔が狭く、豪雨や春先の融雪期の増水などで、川の上流部で水害が起こることが懸念されますが、このまま完成させて大丈夫なのかということでもあります。

一つ目は、橋梁の計画に当たって、架橋位置・橋台の間隔・洪水時の流行・桁下高などについて、設計はどのように行われたのか。二つ目は、8月10日、11日の降雨量は、88.5

ミリメートルにもかかわらず、橋桁下部は浸かり、橋台を回り込んで流れていたことから、このままで道路を完成させると、豪雨・融雪期に上流部での氾濫が懸念されますが、今後どのように対応されるのかをお伺いをして、私の1回目の質問といたします。よろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

水害対策はどのように進められているのかのうち、初めに、今年の台風18号を初め、最近は、今までは予想していないような雨量を記録し、河川の氾濫で浸水、冠水の被害が起きているが、特に被害のあった地域、上尾幌、門静などの対策は、どのようになっているのかについてであります。ご質問のとおり、今年は全国各地で記録的な大雨が相次いで起きており、土砂災害などで命をなくされた方も多く、国民生活に大きな影響を与えております。厚岸町においては、昨年9月16日に発生した台風18号や、毎年春先の融雪時期に浸水などの被害が発生しておりますが、町としては、その都度現地調査を行い、原因、被害状況を確認し、抜本的な対策も視野に入れながら、今できることは何かを模索し、計画的に対策を講じているところであります。

大雨による浸水は、地域によってその要因はさまざまであり、特に、門静地区は市街地に隣接するように、普通河川の旧尾幌1号川が流れ、これまでたび重なる大雨により大量の土砂が流れ込み、本来この河川が必要とする河川断面が確保されない状況となっており、これに記録的な大雨が重なったことで、重大な被害が起こったものと考えております。そのため計画的に河川の土砂掘削や、水の流れを阻害している古い橋脚の撤去などを行い、河川の適正な維持管理を図っていくところであります。

さらに、ほかの浸水箇所及び浸水想定箇所につきましても、毎年春先には職員により排水施設の清掃、大雨が予想される場合には事前に危険箇所を確認し、排水施設周辺の草刈りや土砂の撤去、土のうの設置などを行っているほか、市街地において委託業務で配水管の清掃を行っております。

今後も日常的な巡視や地域の方からの情報提供により、計画的に河川や排水施設の適正な維持管理を続けてまいりますし、国道や道道の道路管理者にも地域の实情に応じた対応を図っていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、水害、土砂災害等の避難対応は、どのようになっているのかについてですが、現在の厚岸町地域防災計画では、土砂災害予防計画の中で、土砂災害にかかわる警戒体制をとる場合の基準雨量や、警戒態勢の段階に応じた避難の対応について定めておりますが、避難勧告等の発令に関する詳細な基準が定められておりません。このため、現在土砂災害にかかわる、より詳細な避難勧告等の発令判断基準を定めた避難勧告等の判断、伝達マニュアルを、本年度、国及び北海道から示された案をもとに作成しているところであり、今後、水害や土砂災害が起きる可能性がある大雨などになった場合には、この基準に沿って必要な対応をとってまいりたいと考えております。

次に、土砂災害警戒区域等の指定が行われている区域は、あるのかについてですが、土砂災害のおそれがある区域をいう、土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住

民の生命及び身体に著しい被害が生ずるおそれがある区域をいう、土砂災害特別警戒区域については、その対象となる土砂災害を急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの3区分として、いずれも北海道が必要な調査を行い、指定するものであります。

また、特に土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、建築物の構造規制や特定の開発行為に対する許可制、建築物の移転勧告といった一定の規制があるため、指定の前にはあらかじめ地域住民の理解を得るための住民説明会を行う必要があります。

厚岸町においては、現在土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域はありませんが、昨年から、北海道との間で指定に向けた協議を行っているところであり、また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されるのは、北海道の基礎調査によりお供山周辺の梅香、松葉、奔渡の各地区となっております。なお、北海道は始めに、梅香地区の区域を年内にも指定したいとの考えを持っており、その指定に向けた住民説明会を近く開催する予定としております。

次に、ホマカイ橋の架けかえ工事が行われているが、新しい橋は、橋桁が低く、橋台の間隔が狭く豪雨や、春先の融雪期の増水などで、川の上流部で水害が起こることが懸念されますが、このままで完成させて大丈夫なのかについてのうち、橋梁の計画に当たって、架橋位置・橋台の間隔・洪水時の流向・桁下高などについて、設計は、どのように行われたかについてであります。まず、橋を架ける位置は門静地区と太田地区を結ぶ町道太田・門静間道路の選定により決まるものであり、道路の線型は周辺の地形を見ながら、直線や道路勾配がなるべく緩やかになるように決定するものであります。

このとき、計画路線上に普通河川の旧尾幌1号川が流れていますので、その交点に橋が位置することになります。橋台の間隔について、橋は河川をまたぎますので、その川幅によって決まります。しかし、旧尾幌川は川幅は一定ではなく、現状でどこまでを川幅と見なすのか問題がありました。そこで、橋が架かる上・下流付近を測量して、最適な河川断面を定め、その断面が確保できるように橋台の間隔を設定しております。

川の流れや水路については、大雨時に上流から流れてくる水量を見込んだ時に上昇する水面の高さを計画高水位と定め、そこから規定の余裕高である60センチメートルを見込んで、橋桁までの高さとしております。

なお、この設計は土木設計コンサルタントに委託業務として発注しており、専門知識を持つコンサルタントと厚岸町で協議を重ねた結果の設計内容となっております。

次に、8月10日、11日の降雨量は88.5ミリにもかかわらず、橋桁下部は浸かり、橋台を回り込んで流れていたことから、このままで道路も完成させると、豪雨、融雪期に上流部での氾濫が懸念されるので、今後どのように対策をとられるのかについてですが、8月10日、夜9時ごろから降り始めた雨は、翌11日、朝4時には1時間当たり27.5ミリを記録し、その後、5時に12ミリ、6時に11ミリ、7時に9.5ミリと、朝の4時間だけでも60ミリに達する大雨となりました。ちょうど、この雨がホマカイ橋に到達する昼ごろから、橋桁下部に水がつき始め、また、未施工箇所が残る橋台回りに水の流れができていたことを確認しております。

河川の水が引いたときに、旧尾幌1号川を調査してきたところ、ホマカイ橋付近で川床がかなり浅くなっており、計画では橋桁から約4メートル下がったところが河床になりますが、土砂の堆積により現状では約2メートルほどしか確保されていないことを確

認しました。

また、新しい橋と現在の橋の間に、さらに古い橋の名残である橋脚が3基残置されており、これも川の流れを阻害している原因の一つであると考え、対策を検討しております。まずは、早急にできる対策として、河床を掘削して河川断面を確保すること、残置された橋脚を取り壊すこととし、作業を始めてまいります。

しかし、これらの作業によって、新しい橋付近の状況が原因とならなくても、過去に幾度も旧尾幌1号川の氾濫による尾幌地区、門静地区の浸水被害は、発生しているため、今回の橋の問題とは別に、引き続き抜本的な浸水対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 最終時間は、何時になります。

●議長（音喜多議員） 5時27分だそうです。

●谷口議員 はい、わかりました。

それでは、今、答弁がありましたので、順次質問をしてまいります。

最近、道内でも今年に入ってからでも、礼文島や道南のほう、昨日あたりは、白老や大樹で考えられないような雨が降るといようなことが、次から次と起こっているということでもありますので、私はそういうことも、これからは当たり前なんだということで、その備えを、たまたま雨がどこを通るかということであって、全くこの地域を通過しないと異常気象というか、冬の雪もそうなんでしょうけれども、災害というのほどこで、どういうふうに起きるのか分からないというのが、最近の事象でないのかなというふうを考えます。

それで、厚岸町の河川なんですけど、尾幌分水から上尾幌に向かう川は2級河川で、これは北海道が管理している川だというふうに思うんですが、それ以外は全て厚岸町が管理しているということで、よろしいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいま、議員おっしゃられたとおり、尾幌川、分水から上尾幌は2級河川ということで北海道管理の河川となります。それ以外で町内にある河川はいずれも普通河川というふうになりまして、この普通河川は地元自治体、つまり厚岸町の管理ということになってございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それでこの川に水門といいますか樋門というのか、正確に言うのは、どれを

水門と言って、どれを樋門というのかわかりませんが、町内に何か所かあると思うんですね。それから、門静の前浜の、門静の山から下水道事業で水路を設けてますよね。それで、前浜にあるあれは何て言うのか、水門と言うのか、あれはどこが管理しているのか、それと水門というか樋門というのか、これの管理は日常的に町が行っているのか、あるいは行っている上で、その開閉等はどういう基準で開け閉めをするのか、そのあたり教えていただきと思います。

それで、去年の台風18号のときに、門静地域が市外が浸水しましたよね。それは門静の前浜の水門が閉じられていたんでないかというようなことを言われているんですけども、それが原因でああいう状況になったのか、ちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 門静地区のただいまおっしゃられた前浜の水門というふうに呼ばさせていただいております。管理は、厚岸町の建設課でございます。この開け閉めについては、当町の例えば総務課で対応する災害対策だとか、そういう一環の中で、建設課のほうから地元のほうに開け閉めを依頼するものでありまして、それ以外は、誰もがさわる管理ではなく、あくまでも町からの指示あった都度開け閉めを行うというふうに、管理をさせていただいております。なお、去年の台風18号の状況でありますけれども、これについては、当日は開けていたという状況でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それで、この水門というの樋門というのか、いろいろな専門用語があって、私はわからないんですけども、これは結果的に厚岸町の建設課が管理していると。それで地元でこの開け閉めをお願いしていると、お願いされている人というのは、それぞれいらっしゃるのですか。例えば消防団に委託している、あるいは個人に委託している、それからもし、大水害だとか、大津波だとか、大災害が予想されるようなときに、その水門がきちんと管理されていると、そういう被害を最小限に食い止めることができるのではないのかと。ただ、そういう場合に命の危険をさらしてまでも、その場所に行つてやらなければならないのか、あるいは遠隔操作ができるようなものがあるのかないのか、その辺も含めて教えてください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 樋門というのも正しい呼び方ではありますが、一般の方々には水門というふうに呼んでいる方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

私どももあそこの箇所については、大型な水門、町内についている分でも大型の水門でございます。水門という呼び方も使わせていただいております。

門静地区集会所裏近辺から、いわゆる柵渠ということで、今議員がおっしゃられた川ができてい、その水門に放流されるのが流末になっております。去年の特に多い大雨で

ありました、あれは水門が開いていた状況なんですけれども、到底柵渠の断面だけではあの水は飲み込めないと、あふれているということで、プール状になっている状況でありましたから、あそこが仮に閉まっていたとしても、開いていたんですけれどね、開いてもあふれている状況ですね、道路のついているわけですから。そういったことでは、あれ以上に降らない雨は当然、今の柵渠で飲み込めますが、あの雨に関しては、再び襲った場合には、今の樋門では飲み込めないとということで、同じ状況が予想されるというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そういうことがわかった上で二つ目のほうに進ませさせていただきますけれども、この水害だとか土砂災害だとか起きますよね、それで町長のご答弁にもあったんですけれども、この地域防災計画を私もちょっと見ていたんですけれども、結果的には、大雨等の避難等に対する計画が、私はまだまだこれは不十分ではないのかなというふうに思いますし、早急に厚岸町としての方針を、明確にしていかなければならないことではないのかなというふうに思いますけれども、これらについて、もう結果的には去年はあのように門静地区の市街地が浸水してしまう、あるいは上尾幌でも浸水が起きるといような状況が出てきてますよね。そういうことを考えると、どの段階で住民が避難をするのか、そういうことをやっぱりきちんと判断材料、あるいは町としては、こういう場合には、そういうものが出てくることがきちんと準備されていますよというふうなことを示していかなければだめではないのかなというふうに思いますけれども、そのあたりではどうなんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今、議員のほうからご指摘があったとおりでございます。ここ数年来、全国で大きな被害があります。そのことを受けて国では、町長の答弁にもございましたけれども、避難勧告のマニュアル、まずは、これを詳細なものにすべきということで示されたものであります。それを受けて、北海道がその作成案というものを全道の市町村のほうに示されたということで、この中では、避難準備情報、それと避難勧告、それと避難指示、どういった雨の状態ですのかという基準が、改めて定められております。

この中では、大雨警報、土砂災害が発表された場合については避難という情報、土砂災害警戒情報、最近よく流れております、これが発表された場合には避難勧告といった、細かな時々の厚岸町からの情報の発令といたしますか、これが定められておりますので、これをまずは、こういう形で例が参りましたので、作成をして住民の方々にもお示しをしていかなければならないというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それをね、もう一般的に昔からのあれでいえば、道東に台風が来るというのは、これからなんですよね。この間11号がちょっと悪さをしましたけれども、これからが特に皆さん心配するわけて、それで結果的に被害があった門静、上尾幌なんですけれども、特に門静地区は集会所が浸水してしまってますよね。そういう場合には、どこに避難をするのかということをおあらかじめきちんとしていかなければ、だめではないのかなど。津波のときには避難場所になってませんから、当然それに準じた考えでいいのか、それともこういう場合にはどうするのかということをお、ちんとしていくべきではないのかなというふうに思いますけれども、ひとつお願いしたいと。

それと、土砂警戒区域の指定が行われていないということが、地域の皆さんの理解も十分得ないと指定に持っていくことが、なかなか困難であるということなんですけれども、それをしていないことが、マスコミ等を見ていると、何か行政の怠慢みたいに新聞等で書かれていますよね。ですから、そのあたりについては、やはり非常に行政をつかさどっている皆さんは、非常に大変な仕事をされているんだと思いますけれども、大規模な災害が起こると、大概矢面に立つのは末端自治体が一番大変な状況になるのではないのかなというふうに思いますけれども、その辺については見通し的には、先ほどの避難とかの問題も含めて、いつごろのめどにして、そういうものを全部完成させていきたいなというふうに考えているのか、この時期にこれはやってしまいます、だけれども、これについてはこのぐらいの時間がまだ必要ですとか、そういうものがあるのかなのか。さっき言いましたように、厚岸に雨が降るのはこれからだと思うんですよね。そのあたりを十分考えていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、現在作成中の避難勧告等の判断伝達マニュアルにつきましては、これは作成を急いでしてまいりたいというふうに思っています。土砂災害警戒区域、それと特に気をつけなければならない特別警戒区域、これについては町長が答弁されているとおり北海道の指定になっております。当然その警戒区域については住民を含んだものになりますので、今現在、北海道としては、まずは調査が済んでいるお供山周辺のそれぞれの地区、区域を指定したいという考えでありまして、まずは年内の梅香地区の区域の指定に向けた住民説明会を希望しておりますので、これ町としては協力をしてまいりたいというふうに考えております。

それが済んだ後、奔渡、さらには松葉もこの対象地区になっておりますので、北海道との協議を踏まえながら、その指定に向けた協力をしていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それで3点目なんですけれども、夕べ久しぶりに工作をしてみました。11日に雨が降ったんですね、10日の夜から。それで、地域の人に、何であんなはしごかけたんだと猛烈に怒られました。雨が降ってきたら、私、寝れないような状況がずっと続い

ていて、10日から降りましたので、朝6時に橋の下に行ってみました。6時に行ったときは、コンクリートの部分はまだ出ていました。水はまだ下のほうにありました。そして、11時になったらもう少しというところまで来ました。堤防というか、これは完全沈み込んでいました。そして、13時59分ですから、2時には川の半分浸水していました。この写真をカメラで副町長に見てもらいました。それから副町長は出かけたようです。それから、その後も夕方6時48分、かろうじて明るい時間に行きました。

まだそのときは、2時と同じ、変わらないような浸水状況でした。それから、こっちなんですけれども、これは11時17分、下のほうはちょっと逆になってしまいましたけれども、衛生センター側の橋台なんですけれども、そこを水がもう回っていました。そして、これは2時11分、上のほうなんですけれども、これは太田側のずっとコンクリートで壁をつくっているんですけれども、それをぐるっと回ってもう水が流れていて、こういう状況になっていたんですよ。それを考えると、これは、この時間にはこの部分はまだ出ているんですけれども、この時間にはもうかなりこういう状況に近くなってきているんですよ、こういう状況に、こっちも下のほうも。これはまだ橋が完成していなくて、水が回ることができているから、この水位も抑えられているんですよ。それで、あの旧尾幌川はほとんど落差のない川で、大潮のときには、尾幌川のつけ根まで潮が込んでいくという川なんですよね。

それで今、1回目の答弁で、川床を掘ったり、そこにたまたまあるものを撤去したりするという説明されておりますけれども、それを取ったら水位が下がるような川ではないんです。海と川とほとんど高さが同じような状況にある川、これを少しぐらい手当をしても何らかの効果はあるかもしれないけれども、私は、ほとんど効果を望むことができないのではないのかなということで思っています。それで、雨の量なんですよね。

それで、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、8月の10日、11日、10日は8ミリ、11日は81.5ミリ、両方合わせて89.5ミリという雨量ですよ。それで、10日、11日で降った雨は夜の10時から1ミリ、3.5、3ミリ、3.5、2時には4ミリ、3時には7ミリと、一番降ったのが4時の27.5ミリということで、5、6でまだ減ってきていて、一番雨が多くなったのは橋に突き出した午後からというような状況なんです。それで、あの旧尾幌の川が相当長いかと言うと、あれは途中でパイプカットされて、分水に上尾幌川に落とされているんですけれども、ですから、尾幌に向かつての上流部というのは、ほんの少ししかない。あとは尾幌川とホマカイ川、この2系統なんです。その中でああいう増水が起きてしまうということに対して、やっぱり非常に地域の皆さん、おれたちはこれから住めるんだろうかという心配をしているんですよ。

それで、今回、あの橋を架けるに当たって、一般的には橋を架けるときには川の管理者と橋を施工しようとするほうと、それぞれ協議をして決めるものだと思うのですけれども。そのときに、これお互い厚岸町ですけれども、どういう協議が行われて、あの幅で大丈夫だと。それから業者に設計を委託してますよね。これは専門の業者に委託していると思うんですけれども、その委託業者から橋を架けるに当たって、これ大丈夫なのかという指摘は、あったのか、なかったのか、その辺はどういうふうになっているか、まずお聞かせください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今、あの尾幌分水というものが出ましたけれども、それには、今は切断されて明治時代だそうですねけれども、それ以降は現状の状況になっているようでございます。特に、オッポロ川の上流部は結構広い断面なる河川で、下まで下りてきます。それが旧尾幌1号川と合流するんですねけれども、それ以前にも既にオッポロ川自体が冠水している状況が頻繁に起きている状況がございます。これは旧尾幌1号川の能力と申しますか、それが残念ながらオッポロ川から来る水までも飲み込めていない状況であります。このことが旧尾幌1号川の掘削と申しますか、川ですので当然広い範囲の掘削をやらないと水位の低下という目に見える効果は確かに出てこないんだろうなというふうに思います。これまで、いろいろ農業関係で明渠排水という形で国のほうも川のほうをいろいろ整備してくれた状況がございます。そういった部分からすると、相当古い時代ですから、それ以降も土砂の堆積が当然あるんですねけれども、比較的きれいな部分も実はあつたりします。

それで、橋の近辺に来ると、どうしてもその橋のずっと向こう、もうちょっと行ったら、急に川が細くなったりして、スピードが多分緩くなるのか、どうも橋の周辺土砂が多いという状況でございます。いろいろ時間的に今、新しい橋の橋台周りに11時から2時ですか、いずれもまだひかない状態で水が回り込んでいる状況であります。

実は、この状況になると既にもうその手前の門静地区ですね、今の小さな水門あるところですねけれども、あそこら辺からも逆流して、そちらの調整地みたい形であるんですねけれども、そちらにもいつもは山から下りてきて、尾幌1号川に入ってくる小川なんですねけれども、逆流して、もうその時点では川が溢れて、門静側に行っている状況になっております、そういう状況になると。

それで、橋の件につきましてはコンサルタント、これは専門の業者でありますので、町が実施設計をお願いしているということで、この実施設計を前にして、町と業者が内容を確認して、これによろしいという内容に、結果としてなっているわけでございます。

この橋なんですねけれども、お手元のほうに、要求資料という形で表示させていただいたんですねけれども橋のこれは断面図と申しますか、橋桁の下のほうに三角で取っている部分が、いわゆる川底をあらわすところでございます。それで、これはこの川は20.60メートルと下に書いているほうですねけれども、この上に書いている線が川底をあらわしております。斜めに岸があつて橋台があるというか、ここが水が流れる部分でございます。これをまず、この川の水量を一定の水量を定めて計算をした結果、これだけの断面が必要なんだという設計になります。つまり、これは今堆積物がない状態でありまして、工事実施に当たっては、この堆積物がある状態で行われるということでございます。したがって、あふれる川自体に橋を架けるのではなくて、その川自体のまず断面を確保して、それが原点になって橋台の位置、つまり川の道路の線型から、どこに橋を架けるかによっては、新しい橋は今度は比較的斜めになっておりますけれども、普通道路の線型とかを考えた結果でありますけれども、そういったことで橋の長さ、そして橋台が決まってきます。最終的には道路の一番上、橋の上ですね、道路の上までの高さが決まってくる

という内容で、そういう協議というものは、あくまでも必要な河川断面を描いて、それに基づいた設計ということで、これは現況の川がもとではなくて、必要な断面を確保した上での設計と、その上での協議ということになっているものでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 あの、いいですか、設計して業者に発注して造った橋が、去年の台風18号の200ミリを超えるような大雨で、たまたま下のほうがちょっと浸かったというのであれば、何となくわかるような気がします。もう想定を超える雨だったと。ところが、今回の雨は、想定内なんですよ。過去どのぐらい降っているのかなと調べてみたんですよ。過去10位まで調べてみましたが、降った量で10位でも105ミリなんですよ。だからそこまでいっていないんですよ。

それで、この写真見ればわかりますけれど、今の浸かっている現道に架かっている橋は余裕なんですよ、全然、もう草もピンと立っているし。こっちはもう浸かっているんですよ。100ミリ降っていない雨で橋が浸かる、地域の人に聞いたら、何年か前にはあのホマカイ橋の今の橋ね、あれに氷が立ち上がって引っかかってしまったということを行っているんですよ。とってもしゃないけど、今の橋がこのまま冠水して春先に増水して、春先は絶対氷はあります。ものすごい氷の量になります。それでどんどん押してくると、そうするとなおさら高くなる。川の底をいくら掘ったって、氷は下には行きません、上がるだけです、上に、水より軽いんですから。そうすると、上流部は増水します。そうして、話を聞いていると、門静に水が行かないように何か土のうを積む。そうすると余計、上流部は増水するんですよ。それで、橋を架ける場合にはそういうことを十分勘案して、上流部にどういうものがあるかということも含めて検討して、上流部にある橋に支障を来さないのか、そういうことを含めてこのルートをどうやって決めるのか、そういうことをやってきていると思うんですよ。河川管理施設等構造令という法律に基づいて、この河川のあり方、それにかかわる橋のつくり方、そういうものの上に立ってやられているということで、今回ちょっと考えただけでも、河川が先ほどから言っているように非常に広くなったり狭くなったりしていると。

それから、あそこにはホマカイ川の合流点がありますよね。そうすることによって、どういう水流が起きるのか、そういうことも十分計算された上でつくられているのか。

それから、先ほども言っていますけれども、橋梁の上部にいろいろなものがないのか、それから、降水時に川と橋がどういう角度になっているのか、できれば90度の橋をつくるべきではないのかというふうに言われてますよね、川と橋は。これがあの川を見ると、とても90度とは言えないと思う。

それから、橋桁の高さが満足した高さになっているのか、計画高水位にきちんと対応されたものになっているか。計画高水位というのは、何かあっても大丈夫だという高さですよ、これは。そういうものがきちんとなっているのかと。こういう問題をきちんとクリアをした橋になっているのかどうなのか、これについて、もし、これがそういうものをクリアしていない橋だということになって、水害の原因になってしまったということになると、これは今回補助事業ですよ、会計監査とか検査だとか、そういう問題で

指摘をされることになるおそれはないのか、そういうものも含めて私はきちんと対応していただきたいと。もし、やるのであれば、今のうちにやらないと、私はだめだと思っ
んです。あのままでは絶対これ以上の洪水時には、あの橋は耐えられない橋だというふう
に私は思います。いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、あの橋の余裕という部分では、今の橋と古い橋、見た目
でも高さが違うということが明らかでありまして、その合流地点につきましては、そこ
ら辺も日常の河川の維持管理を少し徹底することで、川底を深くすることによって幾ら
かは氷の下を水を流すときに、そのことで多少は水の流れを確保できるものというふう
に考えております。土のうを積むというお話なんですけれども、地域の方と直接お話を
させていったときにも、実は、このお話をさせていただきましたが、現在、まだどの部
分に置くということについては決定したものではありません。片方とめると片方に水
が行ってしまうということは当然でございますので、適切な場所、できれば皆さんに迷
惑にならないような形の方法がないかということを実は、今、考えているところでござ
います。つまり上流部に水を戻さない方法がないかということでもあります。

ホマカイ川の水流については、ちょうど合流点、この水流も全て計算してございます。
ホマカイ橋付近に、いわゆる上流から到達する時間、約3.6時間でございます。これを時
間と雨の降る量、雨の降る時間によって、いろいろと悪さをすることが起きてまいりま
す。そういったことで、現在は計画高水位でありますけれども、これは設計上の高水位
で、現況に比較すると現況からの高水位は言えないというふうに考えなければならない
かなというふうに思います。

ただ、きちんとクリアしているという部分については、これはそういったことも当然
考慮した上での断面、まず河川の断面確保の上での設計でございますので、そういった
部分ではクリアしているという判断でございます。つまりそういう断面確保もせずに、
必要以上の経費をかけるということは、逆に会計検査の指摘といういますか、そのこと
自体が設計として補助事業として認められない。あくまでも単費事業、全て町費事業で
やるということでは、これは当然別でありますけれども、現在はそういった基準を、つ
まり設計基準を上回る基準にしたい場合の理由が、なかなか理解されないと、そうい
ったことで会計検査の指摘というものは、ないものというふうに考えているところでござ
います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 もう時間ですから、終わりますけれども、やはり私は、あの橋は絶対問題の
ある橋だと。現在でもあの高さなんですからね。私は地域の人に迷惑をかけるようなも
のを公共が行うということに対しては、私は許すことができないというふうに思います
し、今後指摘が出てくるような施設を造ってはならないと。公共工事というのは、住民
が安全安心で暮らせる、そのための施設でありますから、そのことを考えて進めていただ

きたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、質問者が不安な点、それから地域の方々が不安に思っていることとお話を受け承りました。私も現地へ行って、もちろん開設の責任者として見てまいりました。今、担当課長からそれなりのお話がありました。今後、心配されるようなことについても、まず安全確保が大事であります。その点、今後そういうことがないように安全面も考慮しながら、新設されたホマカイ橋を中心とする立派な道路ができるように、我々は考えていかなければならないと、そのように思っておりますので、どうか新設のホマカイ橋については課長がお話あったとおりでございますので、どうか今後ともこの点についてはご理解をいただき、心配のないような対策も講じながらやっていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、あすに延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。
ご苦労様でした。

午後 5 時28分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 6 年9月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員